

平成26年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第4日目)

平成26年3月11日(火曜日)

午前9時30分開議

第23 一般質問

○出席議員（10名）

1番	小林	一甫	君	2番	佐藤	静基	君
3番	西山	由美子	君	4番	安藤	義昭	君
5番	上原	豊茂	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	河端	芳惠	君
9番	山本	朝英	君	10番	余湖	龍三	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池	一春	君
副町長	佐藤	明美	君
総務課長	森谷	清和	君
企画財政課長	伊田	彰	君
町民課長	佐藤	純一	君
福祉保健課長	八鍬	光邦	君
福祉保健課業務監	渡辺	克人	君
農林商工課長	村口	鉄哉	君
建設課長	佐藤	正好	君
上下水道課長	遠藤	琢磨	君
会計管理者	平塚	晴康	君
教育長	林	秀貴	君
管理課長	山内	啓伸	君
社会教育課長	上野	敏夫	君
社会教育課業務監	元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長・児童センター長	中山	信也	君
図書館長	三好	寿一郎	君
農業委員会事務局長	竹村	治実	君
教育委員長	飯田	洋司	君
監査委員	山田	稔	君
農業委員会会長	谷本	茂樹	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷	勇	君
議会事務局係長	本庄	朋美	君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第23、昨日に続きまして、一般質問を継続いたします。

1番、小林一甫君の発言を許します。

1番、小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 1番、小林です。通告に従いまして一般質問をいたします。

大きく分けて今回は2つでありますけれども、まず、町政執行方針について、お伺いをいたします。

「みんなで創る訓子府の元気～町民にやさしいまちづくり～」を柱に掲げ2期目の町政に取り組んでこられました。平成26年度は、最終年度であり、基本姿勢も政策の総仕上げを目指しての感が強く伝わってきます。

そこで、町政執行方針の中から今後取り組んでいく政策について、何点かお伺いをいたしたいと思います。

まず、1点目につきましては、今年度は、特別養護老人ホーム「くねっふ静寿園」の増改築がはじまりますが待機者が多く、解消には時間がかかると思います。

解消に向けて努力はされていると感じられますが、今後の居宅、すいません、ここを居宅に直していただきたいと思えます。今後の居宅介護を含め、さらに待機者解消に向けての対応について、考えているものがあれば、お伺いをいたしたい。

2点目、災害時の情報伝達手段として、メール配信システムを導入することであるが、具体的には、どのようなシステムなのか。また、町民の方が誰もが簡単に利用できるのか、お伺いをいたしたい。

3点目、「幼保一体化」については、説明を受けておりますけれども、確認も含めて、お伺いをいたしたい。

建物の関係でありますけれども「子育て支援センター」が別棟になるとのことですが、今後の建物の維持・管理、いろいろな経費を考えたときには「子育て支援センター」を組み入れたほうが適策と思うが、考えをお伺いをいたしたい。

4点目、T P P交渉が継続されておりますが、T P P交渉への参加は、当町に及ぼす影響は、計り知れないものがあると思えます。

当町は農地基盤整備、農畜産物の生産振興に取り組んでおり、管内でもトップクラスに位置しておりますが、近年の気候変動は大きな脅威となっております。

そこで、当町の取り組みとして農業技術対策事業に取り組んでいくとのことですが、J Aの範囲が広域になり技術指導をする関係者が少なくなりました。

農業者にとって技術指導をどこに求めていくのか非常に難しくなっております。町とし

て取り組む技術指導は、具体的には、どう取り組んでいくのか、お伺いをいたしたい。

5点目、「ライフライン」にとって重要な上水道は「水道ビジョン」により、今後、長期にわたり、事業を展開していくとのことですが、特に、財源の確保は重要でありませぬ。

さらに、かなりの年数を経過している「訓子府地区農業集落排水管理センター」施設の大幅更新も間近にせまっている状況を考える時、施設の更新を含め、財源の見通しはどうか、お伺いをいたしたい。

最後、6点目、情報通信技術の著しい進展に伴い、国や地方においても、行政と電子化は切っても切れない実情にあるとのことですが、行政ネットワークシステム機器の更新、介護保険システムの改修など、これからも多額の経費がかかってくるが、財政面は大丈夫なのか。また、現在業者に委託している保守・点検業務を町職員の中でこなす人がいないのか。事業費削減の観点からお伺いをいたしたい。

以上、6点について、お伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、町政執行方針について、6点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の特別養護老人ホーム「くんねっぶ静寿園」の増築がはじまるが、今後の居宅介護を含めて、さらに待機者解消に向けての対応についての考え方でございます。特別養護老人ホーム「くんねっぶ静寿園」は、平成2年4月に開設され、平成8年に施設を一部増築し、現在、介護保険施設サービス50床、短期入所生活介護8床の規模で訓子府福祉会が運営しているところでございます。

「くんねっぶ静寿園」の待機者の状況につきましては、ここ数年は50名から60名程度で推移しており、平成26年2月26日現在では、57名となっておりますが、その内訳につきましては、町内51名、町外6名で、さらに町内51名の内訳は、他の施設に入所されている方が22名、入院療養中の方が10名、自宅で待機されている方が19名となっております。

なお、自宅で待機されている方19名は将来を考慮して入所申し込みをされている方が多くおり、静寿園の空きができた時にすぐに入所が必要と思われる待機者は、現在9名程度と把握しているところでございます。

このようなことから、特別養護老人ホーム「くんねっぶ静寿園」の待機者の解消と在宅介護サービスであるショートステイ及びデイサービスの環境整備の充実を図るため、運営母体である訓子府福祉会と具体的な建設規模や仕様等の内容について、検討を進めてきたところですが、平成26年度においては、特別養護老人ホーム「くんねっぶ静寿園」の個室10床、ショートステイ2床、デイサービスセンター休憩スペースの拡張整備を行う訓子府福祉会に対して支援を行い、待機者解消や介護サービスの充実を図ってまいります。

また、さらなる待機者の解消のために、元気な高齢者が介護の必要な状態にならないように、介護予防事業の積極的な取り組みと介護が必要になってもできるだけ心身の機能を維持し、改善ができるよう効果的な介護予防サービスを提供し、さらには、介護度が重度化しないように在宅介護サービスの充実と在宅で介護するための環境整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目に「災害時の情報伝達手段としてのメール配信システムについて」のお尋ねがございました。今回導入に至った経緯は他市町村でも実施しているいわゆる「登録制メール」や同時通報系無線等の各種情報伝達手段の整備構想を検討している中で、昨年暮れに国が防災施設の中で「大規模な災害等への対応体制の強化」や「危機管理対策の強化」として、迅速確実な情報伝達を行うため、平成26年度中にJアラート受信情報の住民周知に向けた情報伝達の整備促進を位置付けたことから、本町としても26年度中に整備することにいたしました。

このメール配信システムは「防災情報メール配信システム」という名称としており、基本的には、全国の市町村に整備されている国民保護関係の「Jアラート」いわゆる「全国瞬時警報システム」が受信する防災等の情報を町民の皆様に配信するシステムでございます。

町民の皆様の携帯電話やパソコンのアドレスを町のメールサーバーに登録していただき、Jアラートが受信した情報が登録された方にメールで伝達される仕組みとなっているところでございます。

このシステムの構築のために、現在、町が導入しているメールサーバー及びホームページ用サーバーを改修いたします。

配信情報につきましても国民保護関係情報や各種気象警報以上の情報を予定しておりますが、具体的な登録方法や町民の皆さんへの周知の方法などにつきましては、現在検討中であり、新年度早々に定めて広報でお知らせしたいと考えております。

このほかに町の防災情報の伝達手段としては、広報車、消防サイレンのほか、電話、ファックス等、既存の通信手段、さらに携帯電話会社3社と契約している緊急速報メールがあり、いずれも一長一短ありますが、今回導入する防災等情報メール配信システムも含めてさまざまな情報伝達網を張りめぐらせ、できるだけ多くの町民の皆様に情報を伝えていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目に「幼保一体化の建設関係で『子育て支援センター』が別棟になるが、今後の建物の維持管理の経費を考えた時『子育て支援センター』を組み入れたほうが適策だと思うが」とのお尋ねがありました。本町の認可保育所と幼稚園はそれぞれ保育施設と幼児教育施設として運営しておりますが、本町においても急速に核家族化、少子化の進行や就労形態が多様化する中で、入園児数は増加傾向にあり、発達段階に応じた保育サービスが求められております。さらに、既存施設の老朽化、狭隘化^{きょうあいか}も進んでおり、幼稚園のプレイルームは耐震化基準を下回るなど、安全・安心な環境にも支障が出ていることから、本町にふさわしい幼保一体化施設の検討をしてきたところです。

また、幼保一体化施設の検討にあたっては、幼稚園・保育園・子育て支援センターの機能を備えた就学前の子育ての拠点として協議を行ってきたところです。

しかし、子育て支援センターは平成21年の開設以来、独立した施設でスペースに余裕があることから、特色ある交流事業や独自活動を展開し、就園前のお子さんと保護者、妊婦を対象に自由に遊び、いろいろな親子が出会い、育児情報の交換や相談の場として、多くの皆さんにご利用いただいております。本来、子育て支援センターは、親子が来所する施設であり、利用者からも現有施設の利用を望む声が多く寄せられています。また、建物につきましては、昭和58年建設であります。他の用途としての使用期間もあつたこと

から、建物としても子育て支援センターとして十分使用できる状況であります。

最近5カ年間の本町の出生数は40人前後で推移し、年度によって変動はありますが、将来的な人口を推計すると少子化の進行は避けられない見込みであり、将来的には、施設に空き教室などが発生した場合、子育て支援センター機能をこども園で担うことも想定されますが、利用者や機能が異なることから、子育て支援センターにつきましては、当面は、現施設での運営を行っていくことにしたものでございます。

なお、計画では、別棟としましたが、同一施設内にこども園を建設することで、さらに連携強化を図るとともに現在の子育て支援センター機能が十分発揮されるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の「町として技術指導に関して具体的にどう取り組んでいくのか」についてでございます。

本町は、これまで農業関係機関・団体との連携をとり、技術指導を展開してまいりました。

具体的には、JAきたみらいが本町と連携して農業技術対策事業を実施し、新たな技術体系の確立や肥料・農薬等の生産資材の効果確認・新品種の特性把握といった課題を農業者の畑の一部をお借りして実証圃^{じっしょうほ}を設置し、その試験成績を農業者に還元するというかたちで営農技術の底上げを図っており、今後も本事業を継続していく考えであります。

なお、JAきたみらいが広域合併してから営農技術指導を担う担当職員は少なくなったのご指摘がございましたが、JAきたみらいでは営農技術指導に携わる職員が減少したのではなく、合併後の機構改革で「ふれあい相談グループ」に「経営と営農技術の両面の指導」という機能を持たせ推進していると伺っております。

先般、本件で担当者レベルで意見交換したところ「どちらかと言えば経営指導が主となりがちで営農技術指導の面では不満を残していることとなり、ご指摘を真摯に受け止め、担当職員の営農技術指導の一層の充実に努めたい」との回答をいただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、JAきたみらいと網走農業改良普及センターが連携して行う生産者を対象とした作目毎の栽培技術講習会も従来と同様に開催されており、こういった活動が管内でも高い収量・品質を誇る訓子府農業を支えているとの認識を持っております。

今後は、公的な営農技術指導機関である網走農業改良普及センターともこれまで以上に連携を密にして生産者への技術指導を展開し、地元にある北見農業試験場に協力をいただき、各生産組織の次世代リーダー候補の方々が技術的な研修を受講する「チャレンジアッププロジェクト」を25年度より始動させており、訓子府の営農技術を下支えできればと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、5点目の「水道事業、下水道事業における施設更新及びその財源見通し」についてであります。

まず、前段の「水道ビジョン」に基づき今後、上水道事業を展開していくことに対し財源確保は重要とのご質問であります。議員ご指摘のとおり「水道ビジョン」に基づき、老朽管更新及び大谷水源からの導水管更新を実施していく計画でございますが、その事業費に対し町民に過度な負担を掛けないため、国庫補助事業や道営営農用水事業により実施するとともに、地方債や道路改良事業に伴う移設補償費を活用するなど、有利な財源

確保を図ってまいります。

また、小規模な老朽管修繕及び施設機器修繕につきましては、水道事業会計への重大な影響を及ぼさないよう計画的に実施してまいります。

次に「訓子府地区農業集落排水管理センター」の施設更新及び財源の見通しについてですが、訓子府地区農業集落排水管理センターは、平成4年4月供用開始後22年を経過し、その間、維持管理業者の点検、応急対応により特に大きな支障もなく現在まで稼働しております。

しかし、施設設備の劣化状態の把握と長寿命化及び適期更新を判断する時期を迎えたことから、平成23年度に施設機能診断を実施、その結果を踏まえ、国の補助事業である農業集落排水事業機能強化対策の採択を受け、平成26年度受変電設備更新、平成27年度においては、3処理センターの運転状況監視及びデータ管理を訓子府地区管理センターで集中的に行う中央監視装置の更新を実施し、適正な施設管理を行っていく予定でございます。

また、そのほかの大型機器設備につきましても、大規模な更新時期が来ることも予想されますので、的確に更新時期を把握し、現在実施しております農業集落排水事業機能強化対策の補助事業を活用して機器更新を行うなど、維持管理費の低減化に努めてまいります。

なお、末広地区、日出地区処理センターにつきましては、比較的小規模な処理施設でありますので、補助事業の活用は難しい状況にありますが、適正な維持管理を実施しながら機器更新時期の延伸を図り、必要な修繕、更新につきましては計画的に実施してまいります。

上水道、下水道ともに今後の施設更新に関しましては、有利な補助事業、補償事業、起債事業を活用し財源確保に努めながら健全な事業実施を進めてまいりたいと考えております。

次に、6点目に「行政の電子化」に関するお尋ねがございましたので、お答えいたします。

現在、情報化の進展に伴い、企業や個人における情報通信機器の普及をはじめ、事業活動、国民生活のスタイルが大きく変容しております。

このようななか、国、都道府県、市区町村におきましても、単に効率化だけでなく、事務処理の正確性の向上に加え、迅速化及び高度化、住民サービスの向上など、行政にとって電子化は必要不可欠な存在となっております。

はじめに「情報通信関連機器更新やシステム改修など多額の経費を要するが財政的に大丈夫か」とのお尋ねがございましたが、機器更新あるいはシステム改修にあたっては、国費等による財源措置の有無の確認、運用面やその後のランニングコストも考慮した中で、過剰な設備投資の回避や経費の抑制に努めております。

また、財政的には、1つの年度に投資が集中しないよう、可能な範囲で事業の平準化に努めるとともに、将来的な財政負担に備え、地域活性化基金の電子行政に基金を積み建てるなど計画性をもって対策を講じているところでございます。

次に「業者委託している保守・点検業務をこなす職員はいないのか」とのお尋ねがございました。

町の専任職員については、現在1名おり、保守・点検に関して申し上げますとシステム

権限の設定やパソコンの端末にインストールされているソフトウェアのバージョンアップ、国や北海道から送られるシステムのインストールやアンインストール、その他、簡易的な設定作業を行っております。

一方、業者に委託している主な内容としましては、サーバーや業務システムのバージョンアップ、設定変更、ハードウェア障害への対応など、非常に専門性の高いものとなっております。

また、業者に委託している部分につきましても、業者の中でそれぞれ専門の担当者が対応しているのが実態であります。

行政の電子化に伴い、一番気になるのが、保守・点検などの管理コストであります。ただいま申し上げましたとおり、職員で可能なものは職員が、職員では困難なものについては、専門業者に委託し、また、委託にあたっては委託内容あるいは料金の精査など、可能な限りランニングコストの抑制に努めておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、お尋ねのありました6点について、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、町長のほうから本当に丁寧な答弁がございました。十分中身については、理解をさせていただきましたけれども、また何点か再質問をしながら今後の取り組みについて、お伺いをしていきたいと思っております。

まず、1点目の関係でございますけれども、当町においても今後ますます高齢化が進む中、課題解決に向けての問題提起が重要になってくると思っております。今回、特別養護老人ホームの増改築で個室が10床とショートステイが2床、新設されますけれども、先ほど説明の中で本当に必要な待機者が9名ぐらいということでありましたけれども、50何名の方がまだ希望されているということを考えますと解消にはまだ時間がかかると考えております。また、居宅介護につきましても家族の負担が大きく、家庭内の問題として大きく取り上げられております。今後の対応として、ご答弁をいただきましたけれども、さらに、町長として、将来を見据えたビジョンがあれば、再度お伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 非常に早口で答弁をさせていただきました。50数名おられる待機者のうち、即、入所が必要なんだという人については、9名というお話をさせていただきました。その待機者の中の自宅、あるいは病院でうんぬんでいきますと介護度4が2名、介護度5が2名でございますから、そのほかは介護度3以下の方たちでございます。そういうことを考えますと、とりあえず緊急を要する人については、施設介護あるいは自宅におられる方等についての緊急度はこの10床と2床のショートステイで当座は、当座といっても、これはもう何十年もということではございませんので、何とか対応できるのではないのかと。今後のことについては、昨日の答弁でもお話をさせていただきましたように、第6期の介護保険にかかわるさまざまな調査をしておりますので、改めてこれからの施設、昨日はケアホームという話も出ておりましたけれども、こういった団塊世代に対応する高齢者政策というのは、やはり必要なのは当然のことだというふうに思っております。一方で、昨日もお話させていただきましたように、在宅介護の関係で申しますと地域

密着型の在宅として「はるる」が開設されてもう8年を経過している状況でございますけれども、9床から18床になって、在宅のほうもそのようなかたちで進んできているということもございます。もう一方考えていかなければならないのは、以前にもお話をさせていただきましてけれども全国的な介護保険の平均的な介護保険料が大体4,700、800円ということになっております。うちの町の場合は今、3,700円ぐらいでありますけれども、今度10床と2床のプラス12床増えることによって、介護保険料が大体4千円ぐらいの介護保険料になっていくのではないかと。こういったことを考えていくと施設介護や在宅介護等の施設が増えてくるということは、一方では、介護保険料の値上げの問題も出てまいりますので、この辺のところのバランスも十分に検討しながら、私はやはり施設、在宅のバランスをとっていかなきゃならないのではないかと。それから、一方で昨日もちょっとお話をさせていただきましたけれども、介護保険法が改正になっていく、要支援の1、2を介護保険から適用外にしていこうという考え方を国は打ち出してきております。これを地域のボランティアやそういったところに委ねていくんだという、まったく私にしては考えられないような政策を今、打ち出してきているわけですがけれども、しかし、現実を嘆いてばかりいられませんので、答弁でも申し上げましたケア会議等でも実態を把握しながら、改めてやはり介護保険制度と地域の人たちの地域による支えていく仕組みをどうつくっていくのかということが私は急務ではないのか。その点でいうと前にもお話させていただきましたように、JAきたみらいの協力を得ていかなければならないということもそうですし、それから、やはり地域一つひとつにやはり配置していくことなんかも考えていかなきゃならない時期に来ているのではないかと。そういったいろいろな意味、それからさらには、住宅政策も一方で考えていかなきゃならない。これはシルバーハウジングという構想もお話をしましたけれども、2階に若者たちが住んでいただいて、1階に高齢者が住んでいくという、釧路町なんかでやっていること、従来の住宅政策は、どちらかと言えば住み替えの政策でございますけれども、改めて、こういった住宅政策も含めて総合的にやはり考えていかなきゃならない時期に来ているのではないかと。これは私は次期の政権、すなわち私の任期はあと1年でございますので、次の人に向けて、これは委ねていかなければならないと思っておりますのでございます。関連して総合計画が平成29年度で終了いたしますので、第6期の総合計画等にも大事な柱として、こういったことを柱として進めていかなければならないと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） これからの問題として、町長も次期もぜひ挑戦していただきたいと思っておりますけれども、6期の総合計画の本当の一番の柱として取り組んでいくというようなことでありますので、今後に期待をいたしたいと考えております。

時間も限られておりますので、若干はしょって先に進めさせていただきます。

2番目の災害時の情報伝達の件でありますけれども、メール配信の導入に対してご答弁がありました。私も含めて高齢者にとっては最近の情報伝達については、ついていけないような、そういう場面が多々ございます。そこで、装置そのものの取り扱い、またできない状況も考えられるのかなということ、例えば、西興部で取り組んでいるCATVのような各家庭へ伝達を即、送信できるような、そういう取り組みは今後お金もかかりますの

で、すぐにはできないと思いますけれども、徐々にそういう方法もできないのかなということで、簡単でありますけれども、答弁をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、西興部などで行っておりますCATVなどにより各家庭への情報伝達システム等を今後考えられないかというお尋ねでございました。今回、この防災等情報メール配信システム、これを検討する段階でも回答の中でもお話ししておりましたけれども、同報系無線等ということで、これにつきましては、屋外では鉄塔をたててスピーカーをつけて緊急情報等を流す、それから屋内といいますか、各家庭に受信装置をつけて、各家庭では屋外だけでは冬など家の中になかなか声が届かないというようなこともありますので、受信装置をつけるという方法もあるんですが、これにつきましては、相当経費がかさむということで、今回につきましては、あまり経費がかからない中で、できるだけ多くの方にそういう災害情報を提供できる方法はないかということで、この防災等情報メール配信システムを実施するというところで今進めているところでございます。高齢者の方にとっては、なかなか情報通信機器の操作というのが、なかなか難しいというご指摘もございましたけれども、例えばテレビ、それから、ラジオですとか、そういったいろいろな情報を伝達するものがございますので、そういったものも含めて、たくさん網を張り巡らせた中で、できるだけ多くの方に迅速に情報等を提供したいということで、今回のシステムを実施したいということでございます。その点、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） メール配信の関係につきましては、理解させていただきましたけれども、本当にこれは冗談ではないのですけれども、我々高齢者になってくると非常に装置の扱い方とか、こんなことを言ったらちょっと問題なんですけれども、耳が遠くなって例えば、外のスピーカー等に災害時の情報伝達があっても聞き取れないというようなこともございますので、そういうことも配慮しながら今後情報の伝達を考えていただきたいなと思います。

次、3点目、幼保一体化につきましては、念願の事業でありますけれども、プロポーザルで進める方式に対して、少し疑問に思うところがございます。基本になるものが必要なのは十分理解できますけれども、前段で利用者の意見、考え方を聞きながら検討されるというようなことも必要であったのかなと思います。情報発信も含めて問題が少し残ったのではないかと感じております。今後の進め方については、このことも踏まえて時間をかけて納得のいく施設に仕上げていただきたいと思います。子育て支援センターにつきましては、別棟になるとの説明を受けた中で、将来、施設で空き室ができた場合、そちらに移るというようなことでありましたけれども、子育て支援センターと一体化した場合のデメリットの部分だけ強調されていたように自分は受け止めましたけれども、仮に空き室ができて移動する時が来た中で、説明を受けた中のデメリットの部分に対しては、対応はどのようにされていくのか、その点少し簡単でよろしいですけれども、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） こども園の関係で今ご質問いただきました。

まず、前段の利用者の声が今回の部分ではちょっと足りなかったんじゃないかというお話でございますけど、まず、ご説明を申し上げたように、子どもの視点や保護者の視点に立つ現場の幼稚園、保育園の教諭と臨時職員も含めた中での基本的な考え方をまずまとめさせていただきまして、そのあるべき姿を今、保護者等に説明をして、それを反映していきたいというのが、私どもの考えでございます。基本計画をまとめた後に保護者説明会を開きまして、25名ほど参加していただき、その中でさまざまなご意見もいただきました。また都合等で参加できなかった保護者もありましたので、その方にも同じ情報を与えるべき資料を渡しまして意見集約を今行っているところで、その方々からも多少ですけど、10名ほどですね今のところ、ご意見もいただきながら、今そのことも反映していきたいと思っております。なお、プロポーザルに関しましては、今後進めていくわけですけど、その辺の意見も反映できるものは反映させていただきながら、プロポーザルをかけまして具体的な基本計画的なものができますので、そのできた中、その後も保護者等のご意見いただきながら、よりよいこども園をつくっていきたいと思っております。また、子育て支援センターの関係でございますけど、前段、町長のご答弁で申し上げましたように、就学前の子どもの拠点として保育園と幼稚園と、就園前の施設である子育て支援センターを含めた施設を一体化で進めようと協議をはじめたところですが、ご説明申し上げたように、やはり、子育て支援センターという部分でいきますと、今の21年から開設して以来、独立した施設の中で特色ある事業を展開している。その中でやはり保護者も今の施設を運営していきたいとか、利用していきたいという声も多く、また、今後の少子化を考えた時、こども園の有効活用も含めた中で、その辺を考えた中で、子育て支援センターは別棟にしたということでございます。施設自体も先ほど申し上げたように、まだまだ使える施設でございますので、今後、施設と子どもの出生数を見極めながら、その時点で子育て支援センターが今後独立していく施設なのか、あるいは、こども園に統合するような施設なのか、その時点のいろいろな環境を考えながら、その時に判断していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 幼保一体化についての考え方は、何回も説明を受けておりますので、理解はしておりますけれども、進め方について、若干の私なりに疑問に思ったことがございましたので、質問をさせていただきましたけれども、教育長の言うことは十分理解できます。また、今、産後ケアということで、生まれて間もないお母さんと子どもを対象にして、そういう教室も、これは都会のほうなんですけれども、できつつあります。今、稼働しているところもございまして、そういう意味も含めて、今後また当町においても取り組んでいかれるのかと思います。今も0歳児から5歳まで子育て支援センターの中で対応をしていくということでもありますので、ぜひ期待をしているところでございます。

時間の関係で、次、4番目に移らせていただきます。

T P Pにつきましては、現在、一時中断されておりますけれども、次官において、また交渉に入ることが報道されております。現在は本当に油断のない状況であると思っております。農業技術指導の中で、先ほど町長からご答弁をいただきましたけれども、少しでも効率的に作業ができ、収量、収入の上がる農業経営に結び付けていこうという方向づけでありますけれども、昔のように農業改良普及員が町に駐在して農業指導にあたっていたこと

も踏まえて、これも先ほど町長の答弁の中にありましたけれども、町の職員の中で技術指導ができる専門技術職員を育てていくのも今後は必要になってくるのかなと思います。これ育てる中では、現在、滝川市に花と野菜の技術センターがありますけれども、ここで何年か研修を受けて技術指導をするのも1つの方法と考えております。また、町内にも、この作物はあの人に聞いたらもう普及員に聞くよりも的確な答えが返ってくるんだというような方が何名もおられますので、そういう人たちを町で委託をして技術指導を受けるのも1つの方法なのかなと思いますけれども、今後の考え方について、何かあれば短い時間で結構でございますので、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 率直に言わせていただきまして、職員の農林商工課の中で非常に農業行政に詳しい職員の養成については、農業試験場や農協との協力をいただいて、歴代、帯広畜産大学を卒業した学生を採用しながら現在に至って、もう今3名になってきておりますけれども、一つひとつの作目に対する技術指導については、やはり農協やあるいは普及センター、あるいは農業試験場と一体的な中で、やはり技術的な指導をお願いするというのが私は得策ではないのかと思います。これらについて、農協の運営に対して我々がとやかく言う立場にはないわけですが、しかし、いずれにしても普及センターや農業協同組合に対しては、町として、そういう声を今回もそうでありましたように技術的な問題について、不足だという点については、真摯に受け止めなければいけないということは、我々は適切に関係団体に対して要請していくことをこれからも貫いていきたいと思っておりますし、今ある農業試験場で後継者と思われる30歳代、40歳代の方も含めて農試の研究者との交流が今年からはじめさせていただいておりますので、これらについても積極的に後継者の技術育成も積極的に進めてまいりたいと思っております。ただ、匠的な人を町が委託して、それに指導してもらうというのは、非常にこれは難しいんじゃないでしょうか、なかなか外に出したがるらないということもそうですけど、もし、それが可能であれば近隣の人たち、あるいは生産組合の中で、そういったことをやはり位置付けていくということのほうが、むしろ現実的ではないかと思っておりますのでございますけど、また、これらについてもご示唆をいただければと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） わかりました。農業は訓子府の基幹産業であり、町としても、かなりの力を入れていると感じております。今後もそういうことで訓子府農業に対しての力を入れていただくことを期待しています。

時間がありませんけれども、5番目の上水道に関しましては、水道ビジョン策定の中で今後取り組みがされますけれども、年数を経過している訓子府地区農業集落排水センター施設については、大幅な改修と更新が間近にせまっているのが感じられます。所管事務調査の中で施設全体を調査した経過もありますけれども、老朽化が進む施設を更新していくのは非常に財源確保も含め難しい問題があると感じております。短期間で解決できる問題でもありませんので、今から検討していくべきと考えております。再度の質問になりますけれども、簡単に結構でございます。お伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 26年度から農業集落排水等についての予算計上をさせていただ

いております。26年度で4,500万円、27年度で4,800万円、事業費ですけれども、それから28年度から37年の7カ年で、これは大幅な事業が出て、例えば、平成31年でいうと曝気装置、補助継続電気盤等々を入れると1億4,780万円、32年の汚泥の掻き寄せの機械等を入れますと1億1,550万円とか、それから平成33年度には、自動荒目スクリーン等の機械が5,620万円ということで、議員のご指摘のとおりこれからの農業集落排水事業については、非常に更新、あるいは設備改修が必要になってくるということはもう明らかであります。いずれにしても答弁で申し上げましたとおり国庫補助、今の現時点では事業費の大体50%、そして、補助残につきましては、その50%は地方債、あるいは地方債でいう過疎債と下水道債を充てながら交付税にも入れていただきながら、何とかこういった大規模な事業の改修等を適切に進めていきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） まだ何点かお聞きしたいこともありますけれども、教育行政執行方針の中にもお伺いをしたい部分がございますので、次に、移らせていただきたいと思っております。

教育行政執行方針について、3点について、お伺いをいたしたい。

1番目の「新学習指導要領」の中では、各学校が創意工夫して教育活動をするとのことでもありますけれども、当町では、全国学力テストを踏まえ、学力の向上にむけて取り組みをされていると思います。そこで、今後取り組んでいく土曜授業を含め、学校改善プランの具体的な今後の対応について、お伺いをいたしたい。

2点目、「いじめや不登校」の原因の1つにもあげられている情報通信機器の不適切な使用が問題とされておりますけれども、子どもたちへの指導はもちろんのこと、父兄への周知徹底が不可欠と考えます。

子どもたちと父兄が一緒になって受ける研修・指導も必要と思うが、今後の対応について、お伺いをいたしたい。

3点目、子どもたちの安心・安全が重視される今日、学校側の対応として、登校・下校の際に犯罪の被害に遭わないようにする1つの考え方として、防犯カメラの設置も必要と思うが、また、昨年暮れに起きた学校の灯油抜き取り事件も含め、防犯強化に向けての今後の対応・対策について、3点について、お伺いをします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 時間の関係もありますけど、ちょっと早口になることをお許しいただきたいと思っております。

「教育行政執行方針について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「学力向上に向け土曜授業を含めた学校改善プランの具体的な今後の対応」についてのお尋ねですが、まず土曜授業については、文部科学省は学校教育法施行規則を改正し、公立学校における土曜授業を推進するため「教育委員会が必要と認める場合は授業の実施ができる」と明示したところで。

本町においては、学校週5日制が定着した子どもたちの土曜日のさまざまな活動や取り組みの現状などを踏まえると、現時点では本町単独での取り組みは難しい状況にあると認識しており、北海道や近隣市町村の動向を見極めながら、これから学校・家庭・地域とも

協議し、土曜授業のあり方を検討していく考えでありますのでご理解願います。

「学校改善プラン」については、全国学力学習状況調査の結果を踏まえ、各学校において毎年策定しており、記載される内容については、まず全国学力学習状況調査の結果分析に基づき自校の児童生徒の良いところ、改善が必要なところの洗い出しを行い、指導に当たって「国語科の漢字力の定着」、「算数科の計算力の定着」などの目標を定めます。

次に、指導方法について「漢字・計算の繰り返し指導」「問題解決的な学習の展開」など改善方策を示し、年間の実施スケジュールを記載し、それに基づき計画を実践していくこととしております。

具体的な取り組みとしては、教員全体の共通理解を図り、スケジュールに基づき実践されているかチェックしながら、日々の授業や校内研修などを実施し、指導方法の改善に努めております。

今後の対応としましては、毎年の結果分析に基づき「学校改善プラン」の見直しを図りながら、児童生徒の学力向上に向け、学校全体で努力していくこととなりますのでご理解願います。

教育委員会としましても、各学校と連携して、訓子府の子どもたちの生活の様子に着目し、優れている点と課題を整理した中で「家庭学習の時間」確保の必要性について啓発を行うなど、今後も学校、家庭とも連携を図り、児童生徒の学力向上と生活習慣の改善に取り組んでまいります。

次に、2点目の「情報通信機器の使用に関する研修・指導に向けた対応」についてのお尋ねですが、近年、急速な情報化により、以前では想定されていない問題が多発しており、議員ご指摘のとおり不適切な情報機器の使用に起因したいじめや不登校の問題も指摘されているところでございます。

本町の学校においては、情報機器の使用による重大な事案は発生しておりませんが、中学校では、今年1月に全生徒を対象とした専門家を招いての講演会を開催し、ネット社会の常識や代表的なトラブルなどについて学習しており、保護者に対しては、家庭における生徒の情報機器利用の注意点等を記載したチラシを配布するほか、入学説明会で警察など専門家による注意喚起を行っております。

小学校では、パソコンを使った学習の際、ネット上のルールやマナーなどを学年に応じて指導するとともに、保護者に対しては、学校便りを通じた啓発を行っております。

今後についても、情報機器がますます普及する中で、これらの取り組みを継続して実施するとともに、学校、家庭などの適切な役割の下に、連携を図りながら対応してまいりますので、ご理解願います。

3点目の「防犯カメラの設置など防犯対策強化に向けての対策」についてのお尋ねですが、児童生徒の登下校時の安全対策や不審者対策としては、職員室が2階にあるなど玄関が死角になっている学校や、出入口が多い大規模校において防犯カメラが設置されている例がみられますが、本町においては、職員室から児童生徒の登下校の様子や外部からの出入りが確認しやすい造りとなっていることから、防犯カメラの設置については必要性が低いと認識しております。

また、灯油盗難などに対応した夜間・休日における防犯の観点では、費用対効果を考えると防犯カメラを設置することは難しいと考えております。

なお、居武士小学校の灯油盗難対策としては、灯油タンクの上蓋への鍵の装着に加えまして、今回新たに、鍵が破壊されても盗難用器具が奥まで入り込まないようにガード装置を設置したところです。

あわせて、警察に対しまして見回りを強化することについてもお願いしているところでございます。

以上、お尋ねのありました3点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

残り4分でございます。

○1番（小林一甫君） ただいま、教育長からご答弁をいただきました。非常に時間がない中で、全部答弁をいただきましたので、1点だけ再質問をさせていただきます。

昨日の新聞報道で釧路市が土曜授業の取り組みをはじめたということでありますけれども、これは全道でも最初の事例じゃないかと思えますけれども、当町の教育行政の中でも土曜授業の必要性は十分認識されておられ、学校改善プランに反映されると考えておりますが、学力向上ばかりを求めるだけでなく、子どもたちをどのように育てていくのが今、問われていると強く感じております。教育長として、今後さらに教育活動を進めるにあたり、考えているものがあれば、再度お伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 最初にご答弁申し上げましたように、文科省のほうで今年からというか、施行規則を改正して設置者である市町村が認めた場合は、土曜授業ができるというかたちに法改正をされたところでございますけど、土曜授業そのものは都市部においても今行われているところでございます。それでゆとり教育の中で週休2日制になって、やはり家庭や地域の中で、そういう活動が行われるということで行われたわけですから、そういった意味では、ご答弁で申し上げたように、うちの子どもたちというか、状況でいえば、土曜日のさまざまな活動でいけば部活動や少年団活動でほとんどの子どもたちがそのような活動をされているということで、週休2日制が定着しているのではないかと。ただいろいろなところで今、土曜授業について開始されるようでございますけど、まずは、授業というよりは、今まで行っていた行事を土曜日に行って、振り替えを行わないで行事を行ってやるというのが今の方針というか、方向性だというふうに聞いております。管内でも小清水が来年度からそのようなかたちを月1回なり、2カ月に1回程度行うようなことも聞いておりますけど、今、ご答弁で申し上げましたように、うちの町では、そういう週休2日制が現時点では定着しているということで、今後、北海道や近隣市町村の動向を見極め、また、学校や保護者等と協議をしながら土曜授業について検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 1番、小林一甫君の質問が終わりました。

ここで、午前10時40分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、4番、安藤義昭君の発言を許します。

4番、安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） 4番、安藤です。それでは、私のほうから一般質問をするわけですが、理事者側に申し上げておきますけれども、早口で言うと私は年齢的に聞き取れないので、もう少しゆっくり答弁をお願いしたいと思います。十分に時間はとってありますので、その辺よろしく願いいたします。

それでは、最初に、横断自動車道整備に伴う町内の交通安全対策についてということで、通告をしております。

北海道横断自動車道網走線の工事が進み、平成27年には訓子府インターが開通する見通しであります。

この工事に伴い、町内の大谷高台線、いわゆる町道ですけれども、大谷から実郷に向かう下り坂の途中ですけれども、横断自動車道との交差する場所があります。下り坂であり、急なカーブでもありますので、そこに橋梁がありますので、大変危険な場所だと思っていますので、早い時期に事故防止の対策が必要ではなかろうか、このように思います。これは横断自動車道の下を町道がくぐるわけですが、ちょうどその下をくぐる時の橋梁のたっている場所は、下り坂の町道とちょうど交差する場所です。それでその道路が町道のほうが縁石がないということで、それで急な左カーブになっておりますので、そういったことで今後、春先だとか、特に、これからの時期、それから秋の11月前後ぐらいの時期が大変、あそこを通ってみればわかるかと思っておりますけれども、そういったことで通告に付け加えて申し上げておきます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「横断自動車道の整備に伴う町内の交通安全対策」についてお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

議員からご指摘のありました町道大谷高台線と横断自動車道の立体交差付近につきましては、町道側が急カーブしておりますが、線形自体は横断自動車道ができる前と大きく変わっておりませんし、地域の方々にとっては危険性が予見できる道路であるとの判断から特別な対応はしていなかった現状にあります。

しかしながら、改めて現場を見ますと高速道路の橋梁ができたことにより、下り坂で曲がり角になる立体交差点付近は日陰となったほか、先の見通しも悪くなっておりまして、安全対策の必要性を感じたところでございます。

実態として、地域の方だけが利用する道路ではないことは言うまでもありませんので、状況をみながら適宜、ビリ砂利を散布するほか、注意喚起の標識を設置するなどの安全対策を考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） 町長の答弁でわかりますけれども、この場所につきましては、今ちょうど交差する場所の急カーブのところに橋梁のところにクッションドラムですか、中に砂が入っているわけですが、それを置いてあるわけですね。それだけでもそれ1基だ

け置いてあります右も左も。あその場所というのは、今も町長の答弁でわかるとおり大変凍結する場所であるし、言ってみれば、今の時期でさえ訓子府の道路の町道の中でも一番先に何か最近では除雪してあるんですね。ということは、かなり交通量が多いのかなと思って見ていると、それほどでもないけども、今の時期でさえ、朝の5時、4時くらいになったら除雪してあるようなかたちで、割とあそこは通る人がいるんですね。そんなことで、事故に対する、それ以外の対策ですね。要するに暗い時の反射板だとか、また、縁石にかわる、橋梁のところにクッション的なものだとか、そういった事故防止対策というのは、これから必要でなかろうかと思う以上に、これは必ずあそこで大きな事故が起きることが、もう目に見えております。そういったことも考えた時に即急な対策をするべきでないかこのように思いますけども、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご答弁でも申し上げましたとおり、改めて議員の提案も含めて現場に行ってみながら、ちょっと検討させていただきたいと思います。今晚4時に網走開発建設部の道路事務所長も私のところに来ますので、どういうふうにとらえればいいのかということも相談しながら、これらについては、対応してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） わかりました。安全で住みよい町をつくるために、人の命に対しては尊敬をし、これから事故のない場所であってほしいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、2点目、自転車の安全指導についてということで、このことにつきまして、国のほうで、法律が改正になりまして、これは小学生、中学生であろうと大人であろうと、すべてが交通ルールが変わりまして罰金制度ができることになりました。これに従って、道路における危険を防止するための道路交通法が改正され、自転車に乗るときのルールが変わりました。

特に、違反をすると3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金が科せられるようになりました。悪質な違反につきましては、2回以上悪質な違反をすることによって講習が義務付けられるようになり、罰則が強化されます。

子どもから高齢者まで、幅広く今一度、安全意識を高め、違反や事故のない町づくりのために、今後どのような対策、または、指導を考えているかお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「自転車の安全指導」についてのお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する身近な交通手段であり、近年は環境問題や日常の健康づくりなどの観点から自転車利用者は多数に及び、さまざまなタイプの自転車が普及してきております。

一方で、ここ数年の全国的な自転車関連事故の発生件数は、交通事故全体の約2割を占め、自転車乗車中に死傷した者の約3分の2に何らかの法令違反が認められるなど、自転車にかかわる交通状況は予断を許さないものとなっております。

平成20年には、神戸市で小学校5年生の児童が、お年寄りの女性をはねるという事故

が発生し、その児童の監督責任を問われた母親に9,500万円を超える損害賠償命令が下されました。

また、昨年11月には、ブレーキのついていないピスト自転車と呼ばれる自転車を運転していた男性に再三の出頭にも応じなかったことを事由に全国ではじめて逮捕に至ったという事件がおきております。

ご承知のとおり道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする道路交通法では、自転車を軽車両と位置付けており、自動車同様、歩行者に大きな危害を加えたり、運転者自身も含め他の車両も巻き込んだ大事故に発展しかねないなど、良好な自転車交通秩序の実現を図っていくことが望まれております。

警察庁においては、自転車はあくまでも「車両」であることを自転車利用者のみならず、自転車の運転者をはじめ、交通社会を構成するすべての者に徹底させることとし、「自転車の通行環境の確立」、「自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進」、「自転車に対する指導取締りの強化」の3つを柱に、警察庁をはじめ関係官庁は、地方公共団体など関係機関との連携を図りながら総合的に対策を推し進めております。

このような中、町におきましては、毎年、交通安全指導員の皆様の出動もいただきながら、小学校における自転車教室の開催、街頭指導の実施、交通安全運動期間中における広報車による呼びかけなど、自転車事故防止や安全走行などの啓蒙普及に努めているところでございます。

また、学校におきましても、自転車の点検、公道における走行上の注意喚起、実地指導など、交通安全教育を進めていただいております。

ご質問にもございましたとおり、違反や事故のない安全なまちづくりの実現につきましては、私も同様の思いでございますので、これまでの取り組みを引き続き実施するとともに、今回の道路交通法の改正を契機に、改めまして自転車はあくまでも「車両」であること、中央交通安全対策会議・交通対策本部が決定した自転車安全利用5原則の徹底などを含め周知してまいります。

また、ルールを守らなかった場合の罰則や事故発生リスク、加害者となった場合の損害賠償などについても具体的な事例を示すなど、年齢層に応じたわかりやすい周知に努めてまいります。

安全教育につきましても、子どもたちだけではなく、その保護者、さらに高齢者や事業所を対象に警察、交通安全指導員、その他関係機関や団体とも連携しながら推進してまいりたいと考えております。

今後とも、安全で安心できる道路交通環境づくりに向けて努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） わかりました。わかりましたけども、子どものことであれ、児童生徒のことであるので、教育長としての学校的な考え方はどのような考え方をしているか、もし持っていればご答弁をお願いします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 自転車の安全指導というかたちでのご質問でございますけ

ど、学校においては、ご答弁でも申し上げたように、各小学校において、訓小では3年生を対象にして年1回交通安全指導員の方々や警察の方のご協力をいただきながら自転車の安全な乗り方等ご指導いただいておりますし、居武士小学校についても同様なかたちで開催しているところでございます。いわゆる町長がご答弁したように、自転車と言えど車両の位置付けでございますので、今後も学校における道路交通法の改正内容も踏まえて教職員がそのことを理解しながら、子どもたち並びに保護者に向けて安全教育に向けて今後も一層進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） この新しい交通ルールは、昨年12月1日からということになっておりますけど、子どもに罰則の規定はそれぞれ科せられるわけですが、罰金ということになれば、父母に対するいろいろな話を通じてわかっていただかなければならない。これは学校だけの指導ではなかなか難しいのではないかなと思うけども、これを質問しても仕方ないのかなと思うけども、いわゆる学校を管理している教育委員会としては、子どもに罰金を科せられた、子どもが悪いんだから仕方ない、親が払うのが当然だと動くかもしれないけども、どのような、親に対してですね、父母に対して周知をするというのか、本当は国がやるんだと思うけども、けどもおそらくわかっていないと思うんですね。そういったことを考えた時に、今後どのような父兄に対する指導というのか、そういったこともし考えがあれば。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今、罰金、道路交通法違反した場合の罰金の関係でございませうけども、少年法の関係で申し上げますと14歳未満につきましては、刑事責任を負わないということになっておりますので、おそらく指導ということ、警察のほうでは指導というかたちで対応されるんでないかなというふうに考えております。ただ万が一、事故を起こした場合については、非常に大きな責任を負う、賠償責任を負うという点では、これは小学生であろうが何であろうが、その責任を保護者が負うケースが出てきます。その点で申し上げますと、やはり教育委員会、学校、それから地域も含めまして、町全体でそういった今回の道路交通法改正についての周知、それからルールの遵守、そういったものを取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） 理解はしているんですけども、子どもはお金を持っていないですよ。ですから、これ以上聞いても仕方ないと思っておりますけども、これから何を教えるかといったら、やはり違反のないような乗り方というしかないのかなと思います。それで、年寄りの人たちも一般の人たちもすべて対象になるんですけども、また、舗装道路の中でも路側帯、今度、自転車は同じほうを向って路側帯のあるところには自転車で左側は乗れるけども、右側は乗れないということになります。それでも右側を舗装の道路でも路側帯のあるところは右側を自転車に乗ったら違反だ、そういう法律の改正になるわけなんです。それで右側をもし自転車に乗る場合は降りて押して歩きなさい、そういった難しい交通法が変わったわけなんですけども、そういったことを今後はやはり年寄りだとか、老人クラブだとか、また小中学生、そういった特に小学生、幼稚園あたりの子どもたちに対しては、罰則規定ばかりでなくて、それだけ危険性があるということで、こういうことにな

ったらしいですけれども、蛇足ですけれども「ブタはしゃべる」こういうようなことわざがありますけれども、ブタの「ブ」はブレーキ、「タ」はタイヤ、「は」は反射板、「しゃ」は車体、「べる」は鈴ですね、そういったことの徹底した整備をして親は与えるべきだというようなこともあります。そういったことをこれから、教育委員会は別としても町をあげてひとつ事故のない明るい町づくりによりしくをお願いをしたいと思います。

それでは、次に、移ります。

児童・生徒の安全対策についてということで、学校における児童・生徒の安全対策について。

1点目は、平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」に基づく学校内での対策、もう1点は、児童、生徒が犯罪から身を守る対策が必要であり、現在では、防犯協会などの団体から、特に訓子府の場合は北見と訓子府の防犯協会からブザーが寄付されておりますけれども、話を聞くと、このブザーが全国の児童の75%以上が、いざという時に機能しないとされている。原因は、電池切れや故障、さらには、置き忘れ、特に故障なんかというのは、落としたりする時にスイッチが壊れたりということになっているようです。他の学校では、年に何度か点検しているということですが、本町では、そういった実態など今までの経過があるのかないか、今後どのようなことを考えるのか、もし、これがあるとするならば。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 「児童生徒の安全対策について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「いじめ防止対策推進法に基づく学校内での対策」についてのお尋ねですが、「法」の中で学校が講ずべき基本的施策として「いじめ防止教育及び啓発」「早期発見のための措置」「校内研修の実施」「いじめ防止対策のための組織化」等が示されていますが、各学校とも従前から学校運営計画等において定められており、法律施行後も計画に基づき対応しているところでございます。

学校での対策としては、日頃から学校全体で児童生徒の生活実態のきめ細かな把握に努め、教職員相互の密接な情報交換による共通理解の下、連携強化して取り組むこととしており、あわせて指導力向上のため事例研究など研修会を開催しております。

また、年2回のアンケート調査や日頃の見守りを通じ、些細な出来事であっても児童生徒と面談し、必要に応じて生徒指導委員会を開催するなど、いじめは「どの学校でも起こり得るもの」という危機意識の下、きめ細かな対応に努めております。

教育委員会としましても、月1回開催の校長会議及び随時報告により、日頃からいじめ問題を含めた意見交換を行うなど、学校と連携して早期発見、未然防止、的確な対応に努めてまいります。

次に、2点目の「学校における防犯ブザーの点検」についてのお尋ねですが、本町の小学校においても、子どもたちが身の危険を感じた時など、万一の際に効果がある防犯ブザーについては、新1年生を対象に毎年、防犯協会から提供されており、ランドセルに装着するなど活用しているところでございます。

本町の学校では、防犯ブザーの点検については、家庭で実施していただくこととしており、点検方法については、独立行政法人国民生活センターが作成しているパンフレットを

配布して対応しております。

パンフレットの中で、具体的な事例として議員ご指摘のような電池切れや故障について記載した上で、防犯ブザーを有効に活用するため、音が鳴ることの確認を月1回は保護者が実施し、音が小さくなった場合は、電池を交換することが記載されております。

学校としては、防災に関する教育や避難経路の確認、集団下校訓練など集団活動の中で対応すべきことを実施し、個別に対応できることは家庭で実施することによって、学校現場だけではなく、家庭や地域などが密接に連携し、子どもたちの安全を守る取り組みを進めていく考えでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） こういったいじめ、防犯ブザーのことはまだこれはそういった電池切れだとか、故障だとかいうことであって、いざという時に使えないとなれば、これは学校ばかりでなくて、やはり保護者のそれぞれの責任も問われるのではないかと思います。そういったことを考えた時に、やはり学校を通じて保護者にそういったことのないようにということを義務付けるということではなくて、注意事項として、それぞれわかっていたかなければ、今後またいろいろな、今、特に陰湿な事件がたくさんあります。そういったことを考えた時に、防止のためにも、こういったことを徹底して、いざという時の助け、そういったことを十二分に機能されることを願っておりますので、その辺を徹底して指導していただきたいと思います。

次に、いじめにかかわってですけども、このいじめもやはり同じように、今どこへいっても何でもいじめ、いじめと言われるけども、口癖のように言われますけども、いじめの中でも陰湿ないじめと本当の子どもたちがじゃれて仲良くし過ぎてのいじめというものもあるようです。そういった時のいわゆる保護者、または指導者としての見極め方が問われております。どの程度までになったらどうなのかということこれから考えなければならぬということも言われておりますけども、我が町で教育委員会としては、そういったいじめの限度、子どもたちのいじめなのか、親たちのいじめなのか、地域的ないじめなのか、また、少年団なら少年団の中のいじめなのか、それぞれの種類があるかと思いますけども、そういったことの中からいじめを防止するためにも、また、いわゆる陰湿な事件にならないような防止策というものがもしありましたら、聞かせていただきたいとこのように思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 前段の防犯ブザーのこともご意見もありましたので、その辺についてもまず前段にお答えしたいと思いますけど、防犯ブザーはご承知のように非常時に大音量を出す装置でございますので、そのことによって周囲に危険を知らせるとか、付けているだけで抑止力があるということで、効果があるということで、防犯協会からご提供いただきながら、新1年生に装着しているところでございます。ただ、現状といたしましては、間違っても音が鳴るとか、議員ご指摘のように電池切れがあつて、いざという場合その機能が発揮しないというような状況もございまして、今の世の中の中でいけば、子どもたちが事件に巻き込まれる犯罪が多くなっていることで本町においてもいつ起こるかわからない状況もありますので、学校におけます安全教育はもとより学校、家庭、それぞれの役割のもとで、その辺のところも防犯効果が高い防犯ブザーについて、啓蒙・啓発に努

めてまいりたいと思っております。

続きまして、いじめの関係でございますけど、ご質問にありましたいじめ防止対策推進法の中で、いじめの定義付けがなされたところでございます。児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいじめということで定義付けされたということでございますので、その本人がどのような状況の中でもそういう苦痛を感じた場合はいじめということの定義となったところでございます。それで、本町の対応としましては、ご答弁でお答えしましたように、いろいろな状況の中で教職員を含めて家庭の保護者なり、地域も含めていじめをいち早くキャッチするようなかたちでの体制整備に努めていきたいということで、その辺も事あるごとにお話をさせていただいているところで、学校においても小さなサインでも見逃さないように教職員が担任だけではなく、学校全体でその辺のことをキャッチするように現状としては取り組んでいるところでございます。いじめの、少年団なり学校におけるいじめと言われる程度がどの程度なのかというお話ですけど、今、年2回アンケート調査を行ってまして、それは本人が回答するようになってはいるんですけど、例えば、例で申し上げますと、例えば、無視されたと。それがいじめとして自分が認知したということでありまして、それは本人にどの程度の内容なのかを確認をして、もし当事者というか、相手がいるのであれば、その辺の気持ちを聞きながら、その辺がどの程度のいじめの問題かというところを教職員の中で、その辺を協議しながら、その辺をいじめかどうかというところを認定しているというか、認知しているかたちでございますので、いずれにいたしましても、いじめ対策はこれで万全ということでありませぬので、今後に向けて学校、家庭、教育委員会と連携しながら体制を整えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） ただいまの答弁のとおりいじめ対策について、また、いじめに対しては、これで万全だということはないということは、国も北海道も認めております。それでやはり学校や自治体側は公平な調査をしながら義務付けて、そして、それぞれ、ケースバイケースといいますか、その子ども、また家庭、また地域に対する助言をするということがいじめの防止、学校の役割でなかろうかというようなことを言われております。我が町につきましても子どもは宝です。そういったことを考えた時に、これから教育委員会、また町としても十二分な注意をしながら子どもたちの末永い育成とともに、宝を大事にする措置をそれぞれ考えて講じていただきたいとこのように思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 4番、安藤義昭君の質問が終わりました。

次は、3番、西山由美子君の発言を許します。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。通告書に従いまして質問いたします。

本町の子ども、子育て対策について、町長、または教育長にお伺いいたします。

菊池町長は、毎年、私たち町民に「訓子府の元気7つの約束」として町政執行方針の中で、主な施策を示してきました。その中でも3つ目の柱にある「子どもたちが元気に育ち、笑顔あふれる町をつくります」に関連した質問を4点伺います。

町長は、子どもを産む前から成人までを一連の子育て期間ととらえ、さまざまな施策を

展開してきました。「町の宝」と言われる子どもの数は残念ながら増える兆候が見えません。それでも「くんねっぷ」が子育てしやすい町、子どもが元気で明るい町であり続けるよう、細やかな施策の継続を心から願っています。

質問の内容によって、教育長の考えもお聞かせ願います。

1つ目、平成25年度からはじまった特定不妊治療費助成事業の申請状況と今後の課題は何でしょうか。

2つ目、「訓子府町子ども子育て支援システム」の具体的内容と検討課題は何ですか。

3つ目、児童数減少の中、訓小と居武士小学校との交流授業の実態と今後の課題は何でしょうか。

4つ目、訓子府町こども園の基本計画が示されました。今まで分かれていた3つの施設の機能を職員の待遇や配置も含めて、どのように調整し、どの程度の規模を考えていますか。

以上の4点です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、本町の子ども、子育て対策について、4点のお尋ねがありましたのでお答えしたいと思います。私からは1点目についてお答えし、2点目以降につきましては、教育長からお答えさせていただきます。

まず、1点目に「平成25年度からはじまった特定不妊治療費助成事業の申請状況と今後の課題は何か」とのお尋ねがありましたのでお答えをします。

近年、女性の社会的な活躍とともに、晩婚化が進み出産年齢も上がってきているところですが、国内における不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精の特定不妊治療につきましては、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくない状況にあります。

こうした状況から北海道では、特定不妊治療費助成事業を平成16年10月から実施しております。本町でも、平成25年度から、特定不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図り、町民が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することを目的に、個人情報保護に十分配慮しながら、特定不妊治療費の上乗せ助成制度を開始したところでございます。

本町への申請にあたっては、助成を受ける方の負担ができるだけ少ないように簡素化しており、北海道に申請があった場合には、本町の制度を紹介してもらうなど、助成を受ける方が利用しやすいように、北海道の協力もいただきながら進めているところでございます。

また、ご本人から、本町への申請について事前に電話連絡等があった場合等につきましては、必要に応じて別室での申請受付をするなど、できる限りの配慮に心掛けているところでございます。

本町の特定不妊治療費助成事業の平成25年度の2月末までの実績を申し上げますと、2組の方にこの制度をご利用いただいております。合計で4回、総額で20万4,144円の支出をしているところでございます。

次に、この特定不妊治療費助成事業の課題についてですが、妊娠がかなわないことへの不安や焦り、周囲の干渉などからの精神的な苦痛、不妊治療を行うことの身体的な苦

痛、仕事や治療の両立、経済的負担など、不妊治療の負担は大きく、ご夫婦同志、また周囲の方々の理解や支えがとても大切になってくるものと認識しております。

冒頭申し上げましたように、特定不妊治療については、1回の治療費が高額でありまして、北海道からの助成を受けてもなお、経済的負担が重く、十分な治療を受けることができないことから、子どもを持つことを諦めてしまうことがないように、上乘せ助成事業を実施しているところであり、町の広報誌やホームページ等で助成制度のPRを行っておりますが、助成を受けようとする方が町に直接的に相談しづらい内容ではとの理解をしておりますが、個人情報保護の取り扱いが必要な制度であると考えているところです。

いずれにいたしましても、この制度が有効に活用されますように、北海道との連携を図りながら、不妊治療費が高額なため子どもを持つことを諦めざるを得ない方が、一人でも減り待望の赤ちゃんが授かることを心から願い、この制度を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 本町の子ども子育て対策について、ご質問をいただきましたが、2点目以降の3点につきましては、私からお答えをいたします。

2点目の「訓子府町子ども子育て支援システム」の具体的内容と検討課題についてのお尋ねですが、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートする予定となっております。

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村においては、保育の必要性の認定事務・保育料の算定などの事務を行い、さらに、国や北海道に対しての申請や国などが定める情報を報告することが求められ、それらに対応するための電算システムの構築が必要となり、北海道安心子ども基金からの補助を活用し、新制度にかかわる事務等を円滑に実施するために「訓子府町子ども子育て支援システム」を導入するもので、就学前の良質な保育環境の提供や地域子育ての充実を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の「訓子府小学校と居武士小学校の交流授業の実態と課題」についてのお尋ねについてお答えいたします。

小学校間の交流授業につきましては、修学旅行の関係で6年生を中心に行われていたが、ここ数年、広がりを見せており、本年度は全学年で実施されております。

内容としましては、低学年では、夏に訓子府小学校児童が居武士小学校を訪問し、虫取りや基地遊びなど屋外での体験を行い、今回は、大雪で中止となりましたが、居武士小学校児童が訓子府小学校を訪問し、雪中運動会を実施する予定でありました。中学年においては、総合的な学習の時間で地元企業を合同で訪問し学習しており、高学年では、居武士小学校児童が訓子府小学校の参観日に訪問し、発表会に参加したほか、6年生は修学旅行の事前学習を合同で実施しているところでございます。

交流授業については、特に居武士小学校の保護者から「多くの人に触れ合う機会を与えたい」「集団活動に慣れさせたい」との要望もあり、趣旨を踏まえ、小学校間で毎年協議しながら取り組み内容を工夫し、少しずつ回数を増やしてきたところでございます。

課題としましては、居武士小学校が複式学級であり、常に2学年での行動となることから、交流授業の内容が限定されてしまうことが挙げられます。

また、保護者アンケートの中で、一部の授業で居武士小学校の児童だけで固まってしま

い、本来の目的である交流ができていないなどの指摘もあることから、次年度以降の実施に向けては、子どもたちがコミュニケーションをとれるよう両校で相談しながら、交流の機会の確保と授業内容の検討を行っていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目の「訓子府町こども園の基本計画が示されました。今まで分かれていた3つの施設の機能を職員の待遇や配置も含めてどのように調整し、どの程度の規模を考えていますか」とのお尋ねについてお答えをいたします。

基本計画の策定にあたっては、子どもたちの現状や課題を現場の職員が共有し、子どもの視点からどのような幼児教育・保育などが望ましいかなど、幅広い視点から丁寧に議論を積み重ねることが重要であるとの考えから、幼稚園・保育園などの臨時職員も含めた保育士、教諭が中心となって議論を積み重ねてきたところです。また、各施設での子どもたちの様子や、保育士・教師たちの動き、保護者とのやり取りなどを施設間で相互に見学・体験し、各施設の機能について確認し、幼稚園・保育園などの日常業務や保育実践などの相互理解を深め、基本計画の検討に役立てたところでございます。

このような現場の子どもたちの様子などを踏まえ、子どもたちの集団活動による豊かな体験の提供や健やかな発達に資するための保育園と幼稚園の機能を一体化させた「こども園」のあるべき姿をまとめ、庁内の関係課長・係長で構成する推進・連携会議で議論を重ね基本計画としてまとめました。

今後は、適宜に説明会を開催し、幼稚園、保育園の保護者や子育て支援センターの利用者など、さまざまな方々からのご意見をいただきながら、子どもと子育て家庭の視点に立ち、これまでの幼稚園・保育園で培われてきた良さを生かし、こども園における具体的な幼児教育や保育内容などの施設運営面を検討していくこととしております。

職員の配置等につきましては、こども園が行うサービス内容や運営などを踏まえ、子どもの数や支援を必要とする子どもなど、個々の子どもたちの育ちに配慮した職員の体制づくりに努めていきたいと考えております。

また、施設の規模につきましては、現在の幼稚園が925平方メートル、保育園が523平方メートルであり、合計で1,448平方メートルとなっており、こども園では、幼保一体化施設であります特性を生かした異年齢交流の充実や地場食材などを取り入れた給食提供などを特色とした施設計画としておりますので、現時点での総体面積では2千平方メートル程度の建物を予定しているところでございます。

今後は、専門業者からの技術提案（プロポーザル）を受け、保護者などからのご意見をお聞きしながら、本町にふさわしいこども園を建設していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 項目に従いまして再質問をさせていただきます。

1点目の特定不妊治療費助成についてですが、昨年の予算の説明の中で、本町がこの助成を行うということを知りまして、こう言ったら失礼ですが、私たちの町もいろいろな新しい施策を今まで菊池町長7年の中で掲げてきましたが、基本的には、例えば、近隣の市町村の動向を見てということが多かったように見受けられるので、この不妊治療の助成ということで、ちょっと私自身驚いたんですが、今、目的の中で町長がおっしゃったように

経済的負担ですね、これはもう今、不妊治療に関しては、もう20年ぐらいの歴史がありまして、私たちの世代には考えられない、若い人たちの中では、すごく情報が行き渡っております。そして、道内で179市町村ある中、この道の助成の上乗せ助成を行っている市町村は56市町村です。網走管内も網走市、北見市、大空町、訓子府町ですね、まだまだ少ないです。その中で特定不妊治療というのは、体外受精と顕微授精なんですけど、そのほかにも保険適用外の人工授精という治療法があります。その治療法も含めて一般治療も含めて助成しているところが14市町村あります。ですから、訓子府町はとても先駆けてこういうことをやってくれて、悩んでいるお母さんたちは少ないかもしれませんが、明るい情報だなと思って私、去年喜んでいたんですが、その時にたまたま春先にある方から相談を受けまして、娘さんが不妊治療をもう何年もやっていて、札幌のほうまで治療に行くと、とても高額な治療費がかかるということで、訓子府町もこういうことをやっているんですよということでお話をしたんですが、ご本人さんともお話しした中で、やはり情報が今もう早いですから、例えば、東川町ではすべての不妊治療を助成してくれているんだという話も中で伺いました。それで1年たちまして、今、2名の方、2件の申請があったということですが、ちょっと再度お聞きしたいのは、目的はわかったんですが、私たちの町でこの治療費助成を行うということで、各課できっと議論があったと思いますが、どういうきっかけともう一度再度目的をお伺いします。それとこの1年間、その助成に対する町民への周知をどうかたちで具体的に行われたか、例えば、ホームページなどでも何月から載せているのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 平成25年度から特定不妊治療という助成制度を実施しておりますけども、北海道では、平成16年10月から要綱を定めて適用は16年4月からやっているようですけども、国の補助を北海道としては受けながらやっているようでございます。このことにつきましては、少子化対策ということでは必ずあるわけですけども、私どもも含めまして、知り合いの方も含めまして、不妊に悩んでいる方をよく目に耳にしていた部分がありまして、他町といいますか、道内の状況等を確認すると、まだまだ管内では全然少なかったんですけども、町長の意向もありまして、北海道の助成額と同じ金額15万円を上限に実施したいと。最初は10万円ぐらいがいいのかとか、いろいろ議論もありましたけれども、いろいろな補助制度といいますか、道路であろうが何の補助事業でありまして、国が2分の1で北海道が4分の1、町村も4分の1というような、北海道と町村の負担率が同じものが多いものですから、そのところを目安にしまして15万円ということでの金額を決めたところでございます。目的は先ほども言いましたように、この特定不妊治療、今言いました体外受精と顕微授精のこの2つを特定不妊治療とっておりますけども、過去21年度から22年度、23年度にわたり訓子府町の方が北見の保健所に申請して受けられた申請額、金額が高いところで35万9千円とか、39万3千円というような治療費がかかっております。そこに北海道の15万円の助成があったとしてもまだ20数万円の自己負担がなければ不妊治療が受けられないというようなことがありました。全件ではありませんけれども、そのケースによって違いますけども、そういった中で、子どもを授けられない、授かることを諦めざるを得ないというようなことがあっては、この少子化の時代、とっても悲しいことだということがありまして、こういう費

用のせめて費用の負担だけでも軽くできることを町として取り組みたいということで実施しております。それから周知の方法でございますけども、25年のはじまりの時に周知をさせていただいておりますが、広報での周知をさせていただいております。これは年度当初に確か一度しか周知は行っておりません。それから、遅ればせながらと言いますか、ホームページにごく最近ですけども、2月の末でしたか、ホームページにも掲載させていただいております。それは様式も一緒に打ち出せるように、それから北海道の制度にリンクできるようにホームページで周知をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ありがとうございます。私たちの町の職員のいいところを今、私は発見しました。とても正直だなと思いました。実は私、自分がボケてしまったのかなと思ったんですが、今、若い人たちはほとんどインターネットでいろいろなさまざまな情報をとります。うちの町のホームページをこの特定不妊治療のことで何回も探したんですが、見つからなかったんですね。ところがつい先日見ましたら出ていました詳しく。それまでの自分がおかしかったのかなと思っていたんですが、そうですか。それでほかの方からもホームページに出てなかったんだよという話も聞いていましたので、せっかくそういう助成をしようという皆で話し合っ、しかも15万円というのは、なかなか少ないです。北見市も5万円です上乘せが、網走もそうです。15万円という道と同じ助成をしようという決断をなされて、数は少なくとも、そういう人たちに助成がちゃんと出会えるようにやはり周知は徹底的にやってほしいとお願いいたします。

それで今回のことで2つの自治体に調査しました。先ほど申し上げた東川町、東川町はあらゆる面で先駆的な政策を行っている町ですが、東川町の保健福祉課の課長さんにお話を伺いました。平成23年7月から開始したそうです。目的として、うちの町と同じ、高額な不妊治療費の経済的負担を少なくする。女性の方のその治療によるリスクがすごく大きいということも聞きまして、それともう1つありました。それはこの不妊治療の助成をすることで東川町に定住してもらおうと。それで平成23年7月から開始しまして、23年は途中からですが12組で144万円、およそですけども、平成24年では10組で544万円、25年度は途中ですが11組で460万円、3年間でそのうち8組が懐妊されました。そして、先ほどの目的にありました3年間で町外から11組が定住された。昨日の人口増加に対する対策のお話もありましたが、やはり一応やってみるという、その姿勢に私もすごく学ばされました。そして、やはり先ほど課長がおっしゃったように窓口に来づらいという、やはりすごくデリケートな部分がありますので、申請は初回のみで、あとは指定の病院ですけど、自治体のほうから病院へ直接支払うというかたちをとっているそうです。ここは特定不妊治療とほかに一般の治療も含んで助成をしております。隣町の北見市に伺いました。健康推進課の方に伺いました。上限5万円で1年度3回、2年度以降が2回、通算10回、23年4月からはじめまして50件224万円、24年度は53件130万円、25年度は85件250万円、これは年度末まで90件になるだろうというお話でした。それで懐妊されたのは、23年が2件、24年が12件、25年が15件だそうです。26年度の予算は75件の375万円というふうにお伺いしました。これはぜひこれからの訓子府町の助成について、皆さんでまた検討していただきたいと思います。

本当にこれは時代の流れで私も最初はあまり倫理的にちょっとよく理解できなかったんですが、実際、結婚はしたけれども年齢的なこともあったり、昔からあります。その人の体質で、妊娠しづらいということはありますし、私も不妊治療を受けたことがあります。でも今はその医学が進歩したことによって、かなわない夢もかなうという、そこに向かってやはり皆さん託しているんだと思うので、経済的負担の助成はこれからどうぞよろしくお願ひいたします。ちょっと今後に向けたもしお答えがあればよろしくお願ひいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 東川の松岡町長とは、いろいろなかたちで連携しながら政策的な吟味をさせていただいているところがございます。今言われたように東川は上限がないということですし、さらに20万円の高額部分でいくと比布町、15万円は本町も含めて1市4町という状況でございますから、本町としましても決して遅ればせながらということもございませうけれども、管内的には一番多い、これはもっともっと広報活動をしながら、今2名の方ということでございましたけれども、積極的にこれらを展開できるようにしていきたいと考えています。それから、私のほうでいろいろな政策的なことが、例えば、昨日もちょっとお話しましたけれども、当麻に定住の促進で地元に戻ってきて家を作る場合は200万円の補助をする。それから高校生1人当たり5万円の年金といひましようか、それも年額支給するとかということが出されております。こういう政策含めて、私自身は保健師にもお話してはいますが、他の町でやっけていて良いと思うことについては、積極的にやはり提案すべきだと。しかし、例えば、子宮頸がんとかいろいろなことも他の町と比べてもかなりいろいろなことで補助したりなんかしているわけですけども、やはり非常に慎重にならざるを得ない部分とそれから積極的にやらなきゃいけないという部分も政策的な吟味をきちんとしながら、よいものは町民のために予算措置をしていくということが基本的な考え方でありませう。ただ1つだけご理解いただきたいんですけども、今、東川町は旭川のベッタタウンということもありませう、非常に、それから国立公園の大雪山ももっていますから財政的にいひますと私どもの町よりは、はるかに進んでいるということもございませうので、その点でいくと財政的なバランスも含めてやはり職員と私どものほうでやはり吟味しながら、積極的に展開をしていかなきゃならないことだと思っけていますので、議員の提案は当然のことだと思ひますので、これからも一層の努力をしてまいりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） これからもどうぞよろしくお願ひいたします。1点、一般の方にぜひ知っけていていただきたいんですけども、倫理的ないろいろな賛否はございませうが、実際、平成16年から10年助成についてたちませうが、16年度は支給実績が1万7,657件全道ですな、それが23年度は11万2,642件と7倍になっております。これだけやはり今、女性たちの出産年齢が上がっけていること、結婚年齢も上がっけていることが今、社会全体の現状なのかなと思ひますので、少子化の日本において、やはりやさしい助成をお願ひしたいと思ひます。

2つ目の子ども子育てシステムですが、これは大体答弁によってわかりませう。私はもう少し、子ども子育て支援制度ということ、何て言うのか、訓子府の場合、保育園、幼稚園、小学校、中学校と子育てをしていく中で、その子どもたちのさまざまな特徴と

か、健やかに伸びるための情報をそのシステム化するのかなと思ったんですが、認定事務、保育料の算定、このことによって、350万円の助成を受けて町から150万円出ているわけですが、このことによって、事務的な、何て言うんだらう、システム化することで事務的な効率を高めることなのか、もっと父兄の保護者とか子どもさんにとってどういうメリットがあるのかをちょっとお伺いしたいと思います。どういう活用なのかということです。

○議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育てセンター事務長（中山信也君） ご質問いただきました件に関してお答えいたします。実際には、認定事務と子どもたちの入園なんかの事務等を進めるわけなんですけれども、それによりまして保育料の納付書等の発付等を行っていくものです。保護者たちに対してどういうメリットかということなんですけれども、こちらのほうにつきましては、こういった情報を国が一括管理することによりまして、全国でそれを集約し最終的にはいろいろな方が閲覧できるようなシステムを構築していくものでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 個人で閲覧できるんですか。その情報を。ちょっと内容がわからないんですけど。

○議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園・子育てセンター事務長。

○幼稚園・保育園・子育てセンター事務長（中山信也君） ちょっと説明が足りなくて申し訳ございません。閲覧できるのは、そういった納付のほうの関係ではなく、例えば、施設のほうの、例えばうちの保育園ですと、そういった施設の状況、保育室の面積とか定員とか、それとか園舎の面積、さらには、職員の状況、あと例えば、開所時間、障がい児の対応をどういうふうにやっているのかとか、そういった保護者たちに関心のあることが閲覧の項目になっているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） わかりました。時間がありませんので、次の質問に移りたいと思います。

訓子府小学校と居武士小学校との交流については、私はまだ議員になって2年目、21年3月に学校間の交流について、前教育長にお伺いしました。その時、居武士小学校は、全校生徒37人でした。お伺いした時は、今までは交流授業は、ほとんどなくて、そして、6年生の修学旅行に向けた交流はあったけれども、ほとんどないということで、今後検討してくれるというお答えをいただきました。そして、4年が経過して、きっとやっているという声もちろほら聞こえてきましたので、安心していたんですが、先日、学校評価制度の配付された中でも「交流授業が訓小との交流が年に何度かあると思いますが、何を目的としているのでしょうか。交流後どうだったかというあまり交わることなく、結局は居武士小の生徒だけで固まって行動してしまい、訓小の子とは一言も話ができなかったと聞くことが多いです。」という、そして、訓小との交流をもっと増やしてほしいという声があがっていました。一部の声にせよ、具体的にどういう交流を行っているのかなという、私の中にも疑問が生じてきました。そして、4年前に伺った時と居武士小の今、現状も大分変わってきています。1年生が今3人です。2年生が1人です。3年生が5人、4

年生が5人、5年生が3人、6年生が4人、今回卒業されて新しく1年生は3人入られますけれども、町長が以前からおっしゃっていた20人というのに、とても際どい人数になるのかなと思います。それで、その時に交流授業のことをなぜ言ったかという、私自身がある違う自治体のほうで5つの小さな学校が統合するかどうかという話し合いになった時に、もっと交流授業を増やそうということで、ものすごい活発な、何て言うのか、小さい学校の良さと交流することで、また大勢の子どもたちの行動が違う面がみれたという、そういう報道を見た時に、うちの町でもどうなんだろうという話をしたんですが、具体的に本当に、今どうしても教育長に1点聞きたかったのは、居武士小の子どもたちが今一番望んでいることとか、ほしがっているものは何なのかということをお伺いします。その後、お話したいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 居武士小学校にかかわる部分のお話ですけど、確かに今、議員おっしゃっているように数年前までは30人規模の学校が、今21人という状況で、今後の出生数を考えたら20人も割り込みながら、数年先にはまた20人以上になるというような状況で、居武士学区においてはそういう状況だと。確かに小学校区、小規模校における、俗に言うメリットと言え、複式でございまして、異年齢の交流ができたり協調性があるとか、例えば、少人数ですので、先生が個々に目が行き届くという、そして、一人ひとりが主役になりつつあるから、さまざまな場面で発表やそういうことが活発に行われて、逆に言えば、デメリットとしては、人数が限られていて子どもたちの活動が限られているとか、多人数での経験がないので集団の前で委縮しやすい、そういうことも踏まえた中で、交流授業ということで行うことによって、より多くの仲間とコミュニケーションをとれるというかたちで今、徐々ではございますけど交流授業を増やしてきた。確かに、私も居武士小学校も年に何回も行って子どもたちの様子をうかがっていますけど、やはり小規模校ならではの良さで、素直でやさしい子どもたちで、思いやりのある子どもに育っていると思っています。ただ、やはり集団活動の中での部分で言えば、多少不足している部分もございまして、その辺も含めた中で今後交流授業も含めてより集団活動で心が育むようなことを取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） やはり、小規模校ということで、限られた人数でございまして、より集団活動の中で取り組むようなことが望まれている部分ではないかと私自身は考えております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） こういう議会とかというのは、どうしても堅苦しい話になってしまうんですが、今この小さな子どもたちが一番ほしいものは同級生なんですよね。特に、1人になった子どもさんの心境を考えると、ただ、子どもというのは、私たち大人が考える以上に環境にとっても適応します。とても素直です。きっとどんなさまざまな世界中にいろいろな環境にあっても子どもの笑顔というのは大人たちがいかに救われるかということをも必ずその環境に適応しながら一生懸命そこで生きていく、その姿がきっと年に何回かの来賓の方たちが居武士の子はいいねと言っているんだと思うんですが、た

だ、日常、毎日、小さな学校で過ごしていく中で、とてもいい面ももちろんあるのですが、訓子府町が今、こども園とか幼稚園のこともそうですが、たくさんあった保育園が統合されて1つになった時もそうですが、やはり小さな人数では理想的な保育が行われないとか、そういう理由から統合になっていきましたよね。集団生活の楽しさとか意義なんかを子どもたちに知らせて、その中でまた小学校で分かれてしまうというその現実ですね。これはちょっと子どもさんが特定されてしまうと困るので、皆さん架空に考えてください。例えば、訓小で1日入学があります。その時に居小に入るお子さんはお留守番をします。その中で今まで小学校に入ることをとても夢見てとても楽しみにしていた、さまざまな性格があるので、皆がそうじゃないかもしれないですが、ある子が自分がそこに行かなかったことで1つの衝撃を感じます。そして、その子がやはり小学校に入学することに対して、その日から不安を抱きます。そういうことが例えばさまざまな性格の子どもさんでやはり起こり得るということですね。でもそれは大人たちのいろいろな思惑もありますから、もちろん保護者の中でもっと徹底的にいろいろなことを出し合って話し合って今後どうなるかということは、私たちが言うことではないので、それはもうそういうことだと思えますけれども、単に小さい学校の子どもの良い状態だけを見て、そういうのではなくて、そういうこともあるんだということをぜひ教育長も頭の中に入れておいてほしいなと思います。多分交流授業に関しては、訓小の先生方が居小の子どものたちの現実があまりわからないんじゃないかと思うので、その辺、先生方同士でよく話し合って交流授業をもっと意味のあるものに深めていってほしいなと思います。すいません時間がなくなりましたか。

○議長（橋本憲治君） 答弁はいいですか今のところで。

○3番（西山由美子君） すいません、よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） 答弁をもらってから昼食にします。

教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに西山議員おっしゃるように、同級生がいないという状況の中では、なかなかそういう学校生活を送る中でも大変不都合な部分も生じている。それと入学するにあたり、そういうところで不安を抱えている。あるかと思えます。ただ、これはちょっと保護者などの意見集約の中であった意見の中で、やはり小規模校ならではのやはり良い面も相当数やはり出されているという状況がまず1つあることをご理解いただきたいと思えます。例えば、小規模校のデメリットばかりクローズアップされているところではなくて、そういう小規模校のメリットもたくさんあるんだと。そういうことをやはり学校運営の中でその辺も発揮していただきたいとご意見もあったというところでございます。それと居武士小学校については、少子化の状況などによって確かに人数が減っている状況でございます。それで私もそうですし、町長も今までおっしゃっているように、保護者なり地域の声がやはり一番優先すべきことだと思っておりますので、その辺は一番の当事者である保護者なり、これから保護者になる方が十分協議しながら今後の居武士小学校の行く末というか、あるべき姿をぜひご協議いただきながら、それに対して町なり教育委員会としては支援してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 議論も白熱しております。有意義な議論中でございますけれども

も、ここで昼食休憩をしたいと思います。

午後1時から一般質問を継続いたしますので、ぜひご参集願いたいと思います。

午前中は、これで閉じたいと思います。

ご苦勞様でございました。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど、西山議員の質疑に対して答弁漏れがありましたので、教育長に発言を許します。

教育長。

○教育長（林 秀貴君） 交流授業の関係で、西山議員のほうから訓子府小学校の先生が交流授業に理解があまりないんじゃないかというお話がありましたので、その辺のことに、お答えをしたいと思います。

実は、この交流授業につきましては、居武士小学校、訓小の先生たちと管理職が入って組織立てをして小学校間の交流学习について、協議しているところでございます。年数回協議しながら、まずは、今年の交流授業がということで計画を立て、中間でその検証をしながら最終的には、実績なり反省点を受けながら次年度以降に向けて交流授業を行っているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） よくわかりました。現場の先生たちが一生懸命、1年間の計画をきちんと立てているということを知って安心いたしました。訓子府小学校の子どもさんも居武士小学校の子どもさんも私たちの町の大切な宝ですので、今後も皆が輝いて学校生活を送れるように、よろしくお願ひしたいと思います。

4番目の幼保一体化施設、こども園についてお伺ひいたします。

私たちの町は、今まで保育園と幼稚園とそれから今、子育て支援センターと3つの施設があるわけですが、私たちは職員の配置の表とかを毎年いただくので、大体の状態はわかるんですが、町民の保護者の方からすると保育園、幼稚園の先生であることには、変わらないわけで、そこで1つお伺ひしたいのは、今、幼稚園、保育園、支援センター含めて、正職員の方が何名で、臨時保育士の方が何名で、あと代替の保育士が何名かという、職員の全体の数をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園・子育てセンター事務長。

○幼稚園・保育園・子育てセンター事務長（中山信也君） 今、職員の数について、ご質問がございましたので、お答えしたいと思います。

幼稚園につきましては、現場にあたる先生ということで理解してよろしいでしょうか、現場にあたる先生としましては、幼稚園のほうで4名、幼稚園の預かり保育で4名、保育園のほうなんですけれども、職員が3名、臨時職員が5名ですね。預かりの保育のほうは、4名はすべて臨時職員となっております。子育て支援センターにつきましては、1名、センター長以外に1名の臨時職員がいてございます。代替保育士のほうの関係

なんですけれども、本年度につきましては、22名の登録をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 私たち議会で24年5月に美深町の認定こども園を視察してきました。美深町は大体わたしたちの町と同じぐらいの人口割合で、幼稚園が平成4年に改築されて、その幼稚園を基に保育園が53年でしたので、そこを廊下でつないで一体化施設をつくったということで、施設の視察と説明を受けました。その中で、職員の配置というのが、やはり幼稚園と保育園が今まで別々に活動されていたのが一緒になるということで、一番力を入れていたのが、幼稚園、保育園の交流行事とか、職員同士の交流の実施をあげていたんですが、私たちの町も保護者からすると、幼稚園の先生、保育園の先生なんですが、内部的には、臨時職員の方が今お伺いした中で臨時職員の方が結構多いですし、今までも保育園が統合されても職員は減らされないで多分きたんだと思うんですけれども、今後、こども園になった場合に、1つの施設の中で、職員をどういうふうに配置していくかという、会議の中で10月に職員体制とか勤務体制が話し合われたというふうに伺っておりますので、簡単にご説明をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園・子育てセンター事務長。

○幼稚園・保育園・子育てセンター事務長（中山信也君） 今のところなんですけれども、具体的に固めたものということがないんですけれども、理想としての話として、例えば、学年ごとというか、年齢ごとに主任の配置、そちらのほうには、職員が必要なのではないかと、そういったかたちでは、話を進めているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 全体で何人になるんだろう。代替さん抜かしたら何人になるんだろう。支援センターも入れて22人ぐらいですよ。美深町の職員数がバスの添乗員さんも入れてですけど、全部で38人いて、センター長、副センター長という感じでいたんですけど、現在の人数でこども園にもしなった場合、職員数は増やすとか、そういうお考えはあるんですか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先ほどの答弁でもお答えしましたように、新たなこの保育園と幼稚園が一体となった施設の中で、その保育内容等を今後運営を決めながら適正な職員配置をしていきたいと思っております。

それとやはり保育園と幼稚園の中で、今まで町立と言えど、なかなか交流がなかったということで、このことをきっかけにしまして、職員のそれぞれの施設の交流事業を介したところでございますので、次年度に向けてもなおその内容の濃い交流事業を行いながら、こども園開設の時には、スムーズにいくように交流事業も含めて努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） あまり時間がないのですが、訓子府の場合、私たちの子どもがお世話になった先生が今も幼稚園とか保育園でがんばっていらっしゃるんですけど、町外の方からの評判としてもすごく訓子府の保育園、幼稚園の評判は良いというふうに伺っております。その中でやはり若い保育士さん、それから幼稚園教員さんをやはりこれから将

来に向けて町がやはり育てていかなきゃいけないということも含めて、もし、こども園として1つの施設になる場合、さっき言ったように中で、こっちが幼稚園で、こっちが保育園という区分けが多分なくなると思うので、年齢的に分かれる部屋ということなので、先生方の意識もちゃんと1つになって、皆でこども園をこれから自分たちが仕事をしていくんだという、その意識の切り替えもすごく大事なことだと思うので、今後そういうことも含めて、よろしく願いいたします。

あと施設の規模については、2千㎡ということで、先ほどちょっと係の方に伺ったら大体今の温水プールぐらいの大きさではないかということなんですが、将来的に子育て支援センターもそこにできるような設計ということで、前段の、設計というか、そういうことも考慮した上でということなので、児童数がこれから減っていく中で施設の規模についても再度細かい調査とか検討をしていただいて、保護者との懇談も綿密に行って、町全体が子どもさんを預ける保護者の方たちも楽しみにできるような、そういうようなこれからの動きであってほしいなと切に願います。

すいません時間がないので、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、町営、町有住宅の入居状況と今後の整備計画についてです。町長にお伺いします。

平成24年に本町の町営、町有住宅の長寿命化計画が示され、順次建て替え等が進められていますが、町営住宅は希望者が多いためか、空いてもすぐ決まっているようですが、町有住宅の特に教職員住宅に空家が目立つようです。入居希望者が多い中、その辺の調整を今後どのように考えているのか、次の点について、町長の考えを伺います。

1つ目、町営、町有住宅の入居状況と空家の活用をどう考えていますか。

2つ目、各住宅の建て替えや改修の後、入居者に対する状況調査は実施されていますか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町営・町有住宅の入居状況と今後の整備計画」について、2点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「町営・町有住宅の入居状況と空家活用の考え方」についてであります。

はじめに入居状況についてであります。町営・町有住宅とも解体を前提とした政策空家については管理戸数から除外し、実質的な空家戸数で申しますと、町営住宅、これには特公賃住宅と定住促進住宅を含めてのものになりますが、4団地あわせて280戸のうち、空家は6戸となっております。

また、町有住宅につきましては、実質的な管理戸数45戸のうち、空家は8戸となっております。

次に「町有住宅の空家活用の考え方」についてであります。町有住宅には教職員住宅と町職員住宅があり、その中でも建築年が古く実質的に教員等の入居が予定されていないものについては、部分改修をし、農業実習生用の住宅としたり、特殊事情のある方を緊急避難的に入居させている実態にあります。

議員ご指摘のとおり、特に教職員住宅については空きが目立つ状況にありますが、町としては、教職員の町内居住を望んでおりますし、異動により町内居住を希望する教職員が出た場合のことを想定し、一定程度の戸数は確保しておかなければならないと考えております。

基本的には、教職員の町内居住に影響しない範囲での目的外利用が基本となりますので、これまで行ってきた町営住宅に準じた短期的な利用を継続するほか、明らかに余剰と判断されるものについては、町民向けに転用できないか検討はしたいと考えております。

実務的には教職員の皆さんのご意見も聞きながら教育委員会とも協議しなければなりません。異動してくる教職員の意向に大きく影響されることであり、余剰戸数の決定は容易なことではないこともご理解いただきたいと思っております。

次に、2点目の「建替えや改修後の住宅の状況調査」についてであります。現状を申し上げますと、まず、入居時の設備等の説明の際、不具合が生じた際には遠慮なく連絡するよう依頼をしているほか、翌春には戸別訪問をし状況を確認しておりますし、適宜、施工業者に依頼し、対応しているところであります。

実態としては、乾燥や温度変化による建具等の不具合が生じますので、入居後の早い時点で連絡をいただいているのが通常であり、状況によっては施工業者を同行させ、速やかな対応に努めておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 残り3分でございます。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 45戸のうち空家が8戸、今、職員の方も、それから教職員の方も公務員として、その町に勤める場合、その町に住まなければならないとか、そういう決まりというのはないのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 居住地については、憲法においては、条例はちょっとあれなんですけど、福祉に反しない限り居住については、自由に居住できるということがございますので、その辺でいけば、強制的に本町の中で住んでくれということには、教職員の場合はないということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 先生方の転勤なんかありまして、退去された場合、すぐ営繕の方が整備に入りますけれども、やはり日出なんかも今、2戸の平家住宅がずっと空いていますが、せっかく営繕で整えても何年も放置されている場合、やはり空家となると家も傷みますし、その辺もう少し公営住宅に入りたい人が増えてきた場合に、臨機応変な対応ができないのかなと思って伺いたんですが、そこら辺のしぼりがあるって難しいのか、今後もう少しそこら辺が対応できないのかどうか、もう一度伺います。

それと2点目の改修後の住宅の状況なんです。これは入居時に依頼している不具合を言うてくださると依頼していてもなかなか公営住宅の場合、安く借りれるということもありまして、人によっては、なかなか言えないこともあります。今回ちょっとそういう話を聞いたので、もちろん私たちの町では、公営住宅はほとんど地元業者の方で建築していただいていますので、訓子府の町が地元業者のすばらしい住宅を建てているということの信頼を得るためにも、やはり職員がその間に入って、入居者の言いづらい部分をきちんと対応して簡単なアンケート方式でもいいので、もし不具合があったら、すぐご連絡くださいということを常にやってほしい。これは入居者の方からの依頼でもあったんです。その辺について、もう一度最後をお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 簡潔に、建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 1点目の目的外使用の関係ですけれども、実態としては、緊急やむを得ない事情の方が出た時には、教育委員会とも協議しながら対応しているということで、これについては、今後もまた続けていきたい。

それと2点目の入居時、その時点でもなかなか言いづらい部分もあるというご指摘でしたけれども、きめ細やかに、結構相談業務にのっていますので、中にはいろいろな事情を抱えている方がいますから、言いづらい方もあろうかと思えますけれども、基本は今まで従前どおりきめ細かに相談していききたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） お願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 3番、西山由美子君の質問が終わりました。

次は、5番、上原豊茂君の発言を許します。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 5番、上原です。私の一般質問の通告書に従いまして、はじめていきたいと思えます。

1点目は、住民が参画し町民の付託に応えるまちづくりについてであります。

国の行財政効率化のための合併推進と町の財政悪化シュミレーションを踏まえての町民による合併反対の結論からはじまった財政の立て直しの財政健全化のため、職員給与並びに議員報酬の削減、職員採用の見合わせや、国の緊急経済対策の取り込みなどにより、危機的状況から抜け出すことができたと理解しております。

このなかで、町長が思い描く住民参画のまちづくりや町民の付託に応える行政運営について、目標や進捗状況を明確にし、さまざまな分野において、しっかりと議論することが重要と考えます。

職員においては、庁舎内外で自己研さんの機会を確保し、資質向上を目指していると認識しています。

議員や各委員会の委員においても行政運営の多種多様な課題についての情報収集や見聞を深めることが、まちづくりの議論に欠かせないと感じております。財政健全化を念頭に置きつつも町民の付託に応え、次の世代につなぐ、まちづくりに向けて、議会・各委員会がスキルアップするための予算措置を考える時期にきていると思うところです。

今回の執行方針においては、一步踏み込んだ町長の思いが盛り込まれていると受け止めたりましたが、これからのまちづくりの目標をどこに見据え、町民の思いを受け止めた行政運営をどのように進めていくのか町長の考えを伺いたいと思えます。

1点目は、町長が思い描く住民参画のまちづくりとその進捗状況であります。

2点目として、まちづくりの課題と対策について。

3点目は、行政運営における議会・各委員会の位置付けとその技量・熟練のさらなる充実に向けての対応について。

この3点について、お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 住民が参画し、町民の付託に応えるまちづくりについて、3点の

お尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

本町の財政状況につきましては、議員もご存じのように歳入の約50%を占める地方交付税の状況により大きく左右される構造となっています。平成の合併は、平成11年の市町村の合併の特例に関する法律により合併特例債や合併算定替えの大幅な延長などの手厚い財政支援措置により強力に進められました。

一方、普通交付税は、平成12年の地方分権一括法施行にあわせ、市町村合併推進のため、平成12年から前年割れがはじまり、平成19年まで6億2千万円が減少しており、特に地方財政ショックといわれる平成16年は三位一体改革による税源移譲と重なり、対前年度比2億3千万円が減少しました。

このような中、本町では平成14年度から平成16年度までの期間で訓子府町行政改革事項別推進計画により3年間で2億4,500万円の財政効果をあげています。また、単独の行政運営を選択した平成17年度から平成21年度の期間で訓子府町行政改革プランにより5年間で15億8千万円の財政効果をあげ、私が町長就任後にこの計画を取り込み、新しい財政再建計画である訓子府町財政健全化戦略プランを平成26年度までの期間で定め、平成24年度までに7億6,400万円の財政効果をあげています。

私が1期目のマニフェストで将来に見通しが持てる財政再建計画の策定をお示ししていますが、そういったことから、新たに策定した財政健全化戦略プランを着実に実行してきたことで議員が言われるように財政状況は改善してきています。財政指標で申し上げますと、私が町長就任前と比較して平成24年度の経常収支比率は78.9で12.4ポイントの改善、実質公債費比率は11.6で7.2ポイント改善し、平成25年度末地方債残高見込みが45億9,800万円、28億円の改善、平成25年度末基金保有高見込みが39億6,400万円、23億1,500万円の増額など改善している状況にあります。

しかし、普通交付税につきましては、平成21年度から基準財政需要額に措置されている地方再生対策費と地域雇用創出推進費が5年間総額で9億8,900万円措置されていることと、平成20年から4年間で交付された臨時交付金が6億5,600万円、昨年度経済対策による地域の元気臨時交付金が1億6,400万円交付されたことも財政状況に大きく影響していると考えているところでございます。

なお、国で示されている中期財政計画によりますと国、地方をあわせた基礎的財政収支の赤字を平成25年度の34兆円から16兆9千億円改善し、平成27年度に17兆1千億円まで押し下げ、平成32年度には黒字化する目標を定めていることや平成27年度までは地方財政の安定的な運営のため平成25年度地方財政計画の水準を実質的に確保することとリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めることも明記されておりますので、平成28年度以降の地方財政計画が不透明な状況にあり、加えて平成27年度国勢調査実施による人口要件は、平成29年度地方交付税から反映されることなどを推計しますと、今後将来に向けては大きな好転を見込むことが難しい状況にあることをご理解願います。

財政状況の経過の説明が長くなりましたが、お尋ねのあった1点目の「私が思い描く住民参画のまちづくりとその進捗状況」についてであります。私は就任以来、地方自治の原点である住民自治、町のことは誰もが参加して決めることを大きなテーマとして進めてまいりました。

1期目は、まちづくり委員会を組織し、1年9カ月をかけ、まちづくりへの住民参加の意義やあり方の学習や住民参画の推進について協議を重ね、住民参画ビジョン検討会議に発展させ、2期目になりますが、まちづくり委員会から提言のあった地域からの推薦による29名で構成する常設組織である「まちづくり推進委員会」を組織し、年間3回、3月で8回目の委員会を開催する予定であります。

委員会は、町民の皆様がまちづくりに参加、あるいは参画いただく機会として、町の施策などに町民の意見を反映させ、地域が抱える共通の課題などを全町的視点からオープンに意見交換し、一緒に考える場として位置付けしているものであります。

この間、まちづくり委員会から提言を受けた高齢者の町内移動手段として高齢者ハイヤー利用サービスや路線バス高齢者利用支援が事業化され評価をいただいているところです。

また、月1度ではありますが、夜間町長室開設を継続し、本年度からはじめました「車座トーク」では、対象自治会や各種団体に広げることで住民参画の実践を積み重ねていきたいと考えています。

新年度予算では、以前議員からご指摘のありました地域に根差した社会教育部門で開催する「くんねっふ未来づくり大会」においても地域課題の共有やまちづくり推進会議との連携、補完も考えているところであります。

そういった意味からは、町民、議会、行政の役割と責任を明確にし、原点である住民自治を目指したシステムづくりが大切であると感じていますのでご理解を願います。

次に、2点目の「まちづくりの課題と対策」についてのお尋ねでございますが、私は「みんなで創る『くんねっふの元気』～町民にやさしいまちづくりをめざして～」をテーマに、「訓子府の元気」新しい「7つの約束」を2期目のスローガンに掲げ、まちづくりを進めています。

平成26年度は、2期目の総仕上げの年でもあり、山積する課題と対策につきましては、執行方針にも触れさせていただいていますが、訓子府の元気づくりには産業の活性化が最重要であると考えています。

近年の地球規模での気象変動は一昨年は収穫期の湿害、また去年は春耕期の降雪、生育期の干ばつ、収穫期の降雨など2年連続の異常気象による農作物の減収が生産者にとって厳しいこととなりましたが、基幹産業である農業の活性化は、地域の活力、元気の源でありますので、関係機関と連携した技術開発も含め、異常気象にも耐えられる農業基盤をしっかりと支えることが必要と考えています。

また、空き店舗が目立ってきた商店街の対策も重要であります。

商業経営者の高齢化や後継者難など多くの課題を抱えておりますが、商店街整備で掲げた「サロンガーデンタウン構想」の原点に立ち返り、超高齢化社会を迎える本町の生活必需品や日用品を徒歩で買い物ができる環境づくりに向け、商工会、商店街協同組合と連携し支援することが必要と考えております。

そのほか、国民健康保険特別会計への多額の財源ほてん、高齢者住宅問題など複雑困難な課題を抱えておりますが、後退することなく着実に前へ進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の「行政運営における議会・各委員会の位置付けとその技量・熟練のさらなる充実に向けての対応」についてのお尋ねでございますが、議会につきましては、住民

の直接選挙で選出された議員で構成される機関であり、同様に選挙で選出される独任制の町長とは独立の立場においては、相互に牽制、均衡と調和の関係を保持し、公正で円滑な地方自治の運営にあたる事が位置付けされています。

また、議員個人が広く住民の意見や要望を把握し、それらを持ち寄りながら議員同士が議論することにより地域の課題や民意を確認し、より多くの住民が納得できる政策形成につながっていると思います。

そういう意味からは、議会活性化特別委員会を設置し、多くの議論や昨年からはじめた議会報告会、さらには常任委員会での商工会、老人クラブ連合会をはじめとした各種団体との意見交換会など議会活性化や住民意見の把握などに取り組まれていることに敬意を表したいと思います。

一方、各行政委員会につきましては、選挙や議会での任命同意により組織されています。それぞれの執行機関が独立した権限を持ち、予算の執行、調整や議案提案などの執行機関全体への総合調整を長が行うこととなっています。1つの執行機関への権限集中を避け、それぞれ独立して、公正中立に事務を執行するための機関であります。

平成12年地方分権一括法の施行から機関委任事務の廃止と国の関与の見直しが行われたことなどで地方自治体の自主性、自立性が拡大し、これに伴い議会の権限の及ぶ範囲が広がっているなか、議員が言われる多種多様な課題についての情報収集や見聞を深め議会をはじめ各種委員会での議論に欠かせないことは異論のないところであり、新年度予算には研修、視察経費を計上していますが、日々の自己研さんや自主研修に加え、議会をはじめとする各種委員会が地域課題解決に向けた議論のための、さらなる技量、熟練の充実対策においては、前段でご説明しました財政状況も見極めながら予算編成時に検証してまいりますのでご理解をお願いします。

以上、ご質問のありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） ただいま、町長から回答をいただきましたけれども、何点かについて、再質問を進めていきたいと思います。

町長が今、答えられましたように、町長の目指す町民参画のまちづくりというところで、まちづくり委員会をはじめ、一步一步その間口を広げてきたというふうに私も認識しておりますけれども、なかなか現実には、町長の思うところまで届かないのではないか。まだまだ先の目標でないかというふうに感じているところでもあります。そういう意味では、実際にどこまで進んだという表現を町長はしておりませんが、私が今言いましたように住民参画のまちづくり、さまざまな状況をつくりながら作為的に町民に働きかけているというふうには感じますけれども、町長が思うほど住民の反応がないのではないかというふうに私は感じております。その辺についての町長の判断もいただきたいと思いますが、もう1つは、あえて言わせてもらえば、ここに列席している説明員の方々からお叱りをいただくかもしれませんが、職員自体もまだまだ町長の思うまちづくり、そこに理解を深めていない、理解をしていないだけでなく、理解を深めていないというふうに感じているところでもありますけれども、かつて町長は、まちづくり、行政運営というのは、職員の力が大きいんだということをこの場でも明言されております。そういう

ことも含めて私が今、町長の私の発言に対する町長の感想をいただければというふうに思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 2点のお尋ねをいただきました。

なかなか住民参画を掲げながらも町民の反応がいまいち鈍いのではないのかということでございます。それぞれの考え方の温度差はありますけれども、その指摘については、真摯に受け止めていきたいと思えます。ただ私どもとしては、最善の努力をして地域に出かけ、広報広聴活動に全力を投球しているということも事実でございますので、今もし改善する点、今度の3期目を担う方たちをお願いをすれば、1つは、車座トーク、青空町長室からはじまった車座トーク等についても相手待ちというところがございます。ある意味では、これは我々が町内会や実践会に義務的、義務化して出かけて行って、予算に対する意見をいただいたり、まちづくりに対するまちづくり懇談会を制度化していかなきゃだめだということは、これは他の町でもずいぶんやっておりますので、こんなところをこれからやっぱり強くやっつけていかなきゃだめなんじゃないかなと思えます。

それから、住民参画で私がマニフェストであげた大切な部分で、町の将来は住民の総意で決めるという1つの自治基本条例でいっている住民投票条例であります。これは、私の1期目の終わりの時に会議のほうからまだ時期尚早だという意見をいただきました。もうまもなく2期が終わりますから、おそらく担当課長も焦っていると思えますけれども、私も焦っております。そろそろあのまちづくり推進会議も提案したり、待っているのではなくて、これについて、議論をしていこうということをや2回じゃだめです。これは2期目でできるかどうかわかりませんが、少なからず私はやはり近い将来これはきちんと位置付けて制度検討をするという、しかも投票条例等も含めて具体的に進めていくという提案をそろそろしていかないと、これはいつまでたってもできないというふうに思えますので、この点はもういいじゃないですかと。これだけ7年間、皆の意見を聞きながらいろいろやってきた中で、そろそろリーダーシップを発揮して積極的に進めていくという起点に立たされているのではないのかということでもあります。

それから、職員自体、町長の言うことを理解していないんじゃないかと、そんなことは全然思わないんですけども、よくやってくれていると。まだまだそれはしかし、もうこれで良いと言ったらもう人間の成長というのは終わりですから、この課題というのは、永遠のテーマでありますから、私は職員自身も努力して、私自身は、町民の宝は職員だという考え方を持っていますから、職員がアンテナを張りながら身を粉にして、あるいは町民の生活や暮らしの向上のために全力投球するということは、すべての職員が、それは課せられた課題でありますので、いつの時代も一層それを強く推し進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 1番と2番との問題について、交錯しながら進めていくということになるかと思えますけれども、今、町長から、これからの住民参画については、自らのリーダーシップを発揮するという提言がありました。私もある意味では、明確に町長の思いの部分町民の前にさらけ出す。一歩踏み出すのか出さないのかはそれからでありますけれども、議論をきちんとしていくということが大切でないかというふうに思うわけで

あります。1つ、なぜそこまで歩みがダウンしているのか、スピードがダウンしているのかという点で、私が感じた部分でありますけども、まちづくり推進会議のメンバー、これは町長が、地域の代表として町民の中から選ばれたという表現をされております。以前もこの関係について発言したことがございますけれども、町民の中から選ばれた委員たちが本当に代表者としての意識を持っているのかという部分では委員会の会議等にも顔を出させていただきましたけれども、なかなかしんどいということもあって、多少腰を引いているということもあろうかと思えますけど、そこまで意識が高まっていなかったんでないのか。そのことでなかなか地域の課題等についても、委員会の場で表に出てこない、予算審議についても行政側が提案している案件について、いろいろな発言が具体的なものが出てこない。その辺がやはり、いまひとつ全体として力不足でなかったのかなというふうに感じているところであります。しかし、会議の中でいろいろな意見が出ていたのも見聞きしておりますし、一番気を付けてほしいなと思うのは、発言力の大きいものだけを取り上げるということだけは避けていただきたい。要するに住民の町民の意をくむというための職員、また町長の腹づもりといいますか、町民との向き合いも含めて、そういう体制をとっていただければというふうに感じたところであります。先ほど町長は、職員は十分町長の意をくんで、町長の思うまちづくりにその課題に対して取り組んでいるとおっしゃいました。私も先ほど言いましたけれども、まったく理解していないというところでなくして、今、前段でも申し上げましたように、住民に対してどう向き合うのか、住民の思いをどう引き出すのかという動きが見えないという意味で、いまひとつその思いを受け止めているレベルの問題といいますか、浅いところでしかなかったんでないかという表現だったわけでありまして。当然、町長が先ほどもおっしゃいましたけれども、職員は本当に行政運営の中では核でありますし、このメンバーなくして行政運営は動かない進まないというのも実態であります。であるからこそ、いろいろな研修も含めて一歩、二歩、さらに歩を進めながら、このまちづくりについて、向き合ってほしいなと思うわけでありまして。そのことは、なぜそういうかたちで表現するかと言いますと、町長は、かつてある文章の中で、前段で申し上げましたように、財政健全化ということを目指したがゆえに職員の研修費削減によって、まず井の中の蛙になってしまった。そのことで閉鎖的で視野の狭い職員になっていたということ表現している一節がありました。そういう状況があったということも職員がしっかり受け止めながら、これからどこに向かってどういう行動をとるのかというのを一人ひとりが自覚をしてほしいというふうに思うわけでありまして。そこで要するに町長は今、宝だという職員をさらにレベルアップし、住民の付託に応えられる職員にするための取り組みというのは、どのように考えておられるのか、お示しをいただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 上原議員がレベルがうんぬんというのかなり主観的なあれでして、我々がそう思うのと議員の皆さんがそう思うぐらいの温度差があるというのは、あって当たり前の話でして、私は職員に対しては、非常によく研修を含めて努力している。しかし、そのままでいいというふうには私は思っていない。一節の文章の中にそのように書いたことは今でも記憶があります。それは私も含めて職員時代に自己研修は別として、大まかでいうと札幌や道内やいろいろな先進的な事例を学ぶという機会があまりにも少な

ったのではないか。そのことで他市町村や全国的な高いレベルの自治体の政策的なことを学ぶということには、非常に閉塞的になってきている。その点で言うと職員がこれは津野町との交流もそうでありまして、自治大学の復活もそうでありまして。ゼミナールもそうでありまして、職員が5人なり6人まとまって出かけて行って、今回の幼保一体化は、かなりそういったことも含めて議論をしてきたし、学んできているということから考えていくと、それはかなり解消されてきているのではないかと。

ただ2点お話しておきますけども、やはり我々の中に今までの地方自治の行政運営で何が不満なんだと。何も住民の意見を聞かなくて議会で議論してやっているからいいじゃないか。こういう意見がないとは言えないのです。これは私は自治というのは、住民の考え方、住民と向き合う、寄り添う、その中で住民の望んでいることは一体何なのか。その上で政策化して現実的に仕事としてやっていくということは基本なんだと。だけど、ともすると我々の中に議員さんたちに予算審議して議会でも意見を聞いているからそれ以上何が必要なんですかという考え方はないとは言えない。でもそれは違います。一人ひとりの住民とどうやって向き合うのか、そのことがやはり私たちはさまざまなかたちでそれぞれのセクションで努力がはじまってきたのではないのか。だから地域担当職員も最初はいろいろありました。何でこんなものが必要なんだと。時間外を出すのかとか、あるいは葬式や結婚式は必要ないんじゃないかとか、こういう消極的な意見がずいぶんございました。少なからず今、地域担当の職員は、高齢者に1年に1回でも2回でも出かけて行って、元気ですか、私担当職員です。時にはスコップ持って雪はねまでしてくるということまで成長したということをして私は認めなければいけない。ここをさらにどう発展させていくかということがさらに住民の皆さんの期待に応えていくということが大事なんじゃないのかと思います。

もう1点、私自身が考えなければいけないのは、やはりお任せ民主主義です。選ばれた町長と選ばれた議員に任せているんだから、それ以上のことは、お前らに任せているんだからちゃんとやれやということの意識というのは、やはりまだまだあるんじゃないか。すべてを付託しているわけではない。一つひとつのいろいろな生活の問題、暮らしの問題、私や議員さんの各議員に付託をしているわけではないんだと。そういう意味で言いますとやはり主権者として、一人ひとり地域の一人ひとりの住民の方々が成長していくことを私たちはやはり投げかけていかなければならないんじゃないか。その中で住民と行政と立法府である議会が三位一体になって、よいまちづくりをしていくということが私は基本だと思っていますので、そういう努力をこれからもしていかなきゃならないというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） ただいま、町長の言葉から職員の地域担当制の話が出ました。私もかつてこの制度の評価をした覚えがありますし、この取り組みがどういう展開をするのかということが、これからのまちづくりの中で非常に大きな意味をもっていくだろうと思います。それは当然、町民とどういうふうに行行政とが位置付けを自覚するのかということともう1つは、今、町長が言われたような取り組みの中で、要するに言葉として出てこない行政に向けての発言として出てこない、住民の民意、思いというものがくみ取れる、そういうチャンスだろうと思うわけでありまして。そこをやはり十分にこの制度の中で生かし

てほしいと思いますし、私はできれば公的な立場といいますか、職員としての活動の仕事の一部として位置付ける必要すらあるというふうに評価しているところでもあります。もし、これからの展開の中でこの担当職員制度をこの取り組みをきちんとやはり職員の仕事として位置付ける考えがあるのかどうか。町長の考えを確認したいと思います

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 半分仕事、半分意識、これが今実態です。それを100仕事としてやるかどうかというのは、まだ決断できません。半分自発的などということにも期待しながらというのが本当のところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、半分半分だという町長の心の中も少し理解できたような気がいたしますけれども、ぜひ、そういう期待を受けているということを実感しながら職員個々については、この取り組みをしっかりと受け止めていただきたいと思います。

次の議員ですとか、各委員会、それぞれその立場で懸命にいろいろな協議をしながら行政運営に対して提言し、支え合っているというふうに認識しております。そういう中で当然、先ほど前段で申し上げましたように、見聞を深める、情報収集をしていくという中では、個々でやる部分とその団体として、議員だったら議会として、農業委員会だったら農業委員会として、教育委員会だったら教育委員の会としての研修を積むような予算措置が必要でないか。そのことによって、当然、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、議会の報告会等々も含めて住民と向き合った時に、いろいろな情報を自分たちの中に持つことによって、深い住民とのキャッチボールができるんでないか。そのことがまちづくりに次の時代にしっかり送れるまちづくりにつながっていくだろうというふうに思うわけでありませう。そういう意味で、先ほどこれから財政状況も見ながらという発言がありましたけれども、再度これらについての町としての対応を考えていくという思いがあるのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと質問の趣旨がよくわからないんですけども、すなわち議員や教育委員、農業委員等の各委員の見識を広げるために町として何か打とうとしているのかということをお聞きなんでしょうか。ちょっと詳しくお願いします。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） あえて皆さんにわからない部分を指摘されたんだと思いますけれども、当然そういう研修の場ですとか、情報収集等も含めて、議員だったら議員、それぞれの委員会だったら委員会が出向かなければならない。そのためには、もちろん自分たちで身銭をきって動くということもあると思いますけれども、政務調査費とは、まったく別な意味の予算措置が必要でないか。そういうことがしっかりされていくということがなければ、例えば、職員が、町長がどんなにレベルの高い内容の提案をしてきても理解できない。理解できなければ当然それに対して反発するといいますか、受け入れがたいという状況も出てくるのではないか。同じやはり歩を進める上では、そういう予算措置も含めてのこれからの体制づくりが必要だという意味であります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じのとおり財政的な厳しい状況の中でそれぞれの研修等の制

限をしてきた。職員ももちろんそうでありますけれども、各議員や委員さん方のそういった研修会も研修等の経費もある意味では削減してきたということは事実であります。ご理解をいただいて職員等については、いろいろな研修を少しずつ前へ進めてきた。それはとりもなおさず、職業として、ある意味では、24時間町民のために働いている職員のレベルの向上や意識の改革等を含めて研修というのは必要なんだということで、これは予算措置をさせていただいたというのが1つです。委員会等については、かつて確か任期中に1回、先進地視察するとか、いろいろなことがあったようでございますし、それから各委員さんについても教育委員さんやあるいは農業委員さんについても同様のいろいろなかたちで研修の予算措置をされていたと思います。しかし、このことについて、改めて今そのことによって各委員さんたちの意識や、レベルという言い方は何かあれですけども、かなり気になるということであれば、改めてこれは新年度予算はもう提案している最中でございますので、今後、事務的な検討やあるいは事務局を携わっている職員、それから各委員会の責任者等のご意見も聞きながら具体的な措置を講じていきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） いろいろな状況の中で、どう読み取るかというのは、執行者の自由ですけども、実際に周りの例えば、それぞれの自治体の中で全道、全国レベルのいろいろな会議に出ていると、しかし、そこに出席する予算措置がないということで、それらの動き、情報を得られないということも事実あるわけでありますから、そういうことも含めた配慮が必要でないかというふうに思うわけであります。これについては、今後、予算審議の中でもいろいろな議論ができればと思っておりますけれども、そういう思いも受け止めていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

時間もありませんから、次の質問内容に移っていききたいと思っております。

2点目の教育行政執行方針についてであります。

安全・安心で平和な国、日本が国民の願いと違った方向に進む懸念を感じるころであります。

そのような中で、教育改革の名のもとに教育行政の根幹にかかわる制度改革の法案を国会へ提案する動きなど、その拙速さによる国民との乖離^{かいり}を危惧しております。今定例会で、町は、社会環境の変化・人間関係の変容を受け止め、夢と希望を持てる教育環境づくりに継続性や連携を重視し、着実な歩みを目指した教育行政執行方針を示したものと受け止めております。

しかし、各事案の中で、具体的な課題や施策の見えてこない点もあります。その一部について、教育長の考えを伺いたいと思っております。

1点目は、学校・家庭・地域の連携と地域力活用の施策についてであります。

2点目として、豊かな人間性の構築に向けて行政の積極的な施策についてであります。

3点目は、教職員の資質向上への課題と対策についてであります。

以上、3点について、お伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 「教育行政執行方針について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「学校・家庭・地域の連携と地域力活用の施策」についてのお尋ねでござ

ざいますが、教育委員会としましては、未来を担う子どもたちが夢と希望を持ち健やかに育っていくためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携を図って施策を推進することが重要と認識しており、学校現場においても、総合的学習の時間を中心に地域の力を活用した取り組みを進めております。

具体的には、訓子府小学校では「コーンレンジャー」と称し、農家や地元企業の協力を得た取り組みや、「訓子府を食べよう」では、クリーン農産物の栽培の難しさやJA職員から流通の仕組みについて学ぶなどの取り組みを行っております。

居武士小学校では「養蜂授業」や「スノーマーチの栽培と調理」などを、訓子府中学校では、社会福祉協議会の協力の下「福祉について理解を深める学習」や農業者、JAの協力を得て「地域の農業や環境に理解を深める取り組み」をそれぞれ3カ年継続して実施するなど、各学校が創意工夫し地域の力を活用した特色ある教育活動を展開しています。

教育委員会としても、学校の応援団である「スクールサポーター活動」の推進や、子どもたちの体験学習として新たに実施する「通学合宿」を通じた地域力の活用、学校や保護者等との意見交換を目的とした「教育懇談会」を定期開催することによって、より効率的、効果的に学校・地域・家庭が連携を図りながら、教育施策を推進していく考えですのでご理解を願います。

次に、2点目の「豊かな人間性の構築に向けて行政の積極的な施策」についてのお尋ねですが、子どもたちが命や人権を尊重し、思いやりにあふれた大人になっていくためには、親や教師、地域の人々の支えが必要であり、そういう意味で訓子府町は1点目のご質問でお答えしましたように、さまざまな場面で地域の「おとな」との関わりを持ちながら、子どもたちは健やかに成長していると認識しております。

現代社会で問題となっている「いじめ問題」等についても「決して許さない、見過ごさない」という姿勢で地域と一体となって取り組んでいくとともに「親と子のための教育相談事業」を拡充し相談事業の充実を図るなど、豊かな人間性の構築に向けた取り組みを進めていく考えでありますのでご理解を願います。

3点目の「教職員の資質向上への課題と対策」についてのお尋ねですが、教育委員会としては教職員一人ひとりが自らの専門性を高め、実践的な指導力や資質・能力を身に付けることが大切と認識し施策を展開しておりますが、資質向上を図る上での課題といたしまして、教職員の多忙化があります。

学習指導要領の改正による授業時数の増加に加え、放課後や休日も部活動や少年団活動の指導に従事するなど、教職員の負担はますます増加しており、全国的には、かなりの教職員が心の病などで休職するなど問題化しているところでございます。このような状況ではありますが、教職員間の連携や外部指導者を積極的に活用するなどして時間を確保し、資質向上に向けた取り組みを進めていく必要があると認識しており、各種研修会には、機会あるごとに、管内規模や全道規模の研修会等に参加してもらうなど、教育委員会としては各学校への教育振興事業交付金の活用により研修費用の支援、参加促進を図っているところであります。

あわせて校内研修・学校教育指導訪問の充実や町内研修事業等への支援、参加促進を引き続き行い、研修機会の確保を図り、社会の変化に対応し、専門性に優れた教職員の資質向上に努めてまいります。

また、各種研修などを通じ、より一層信頼される教職員を目指して、教育公務員としてのモラルの向上や服務規律の保持はもとより、教職員一人ひとりの意識の高揚を図っていく考えでございます。

以上、お尋ねのありました3点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 3点についてのお答えをいただきました。

まず、1点目の連携の関係であります。どういうふうに連携していくのかという部分について、非常にそれぞれの位置関係で距離をどう持つのかということも含めて難しい案件かというふうに思いますけれども、今、お答えの中にありましたように、しっかりとやはり連携していくということの大切さ、それは私も実感しておりますし、そこの手抜きはできないだろうというふうに感じているところでもありますけれども、ある意味では、連携の仕方、例えば、ここからこれ以上踏み込まれると困るという学校の立場といたしますか、教育上の問題点もあろうかと思えますし、そういう意味でのルールづくりといたしますか、お互いの共通認識というものをしっかり持つていく必要があるのだろうと思えます。これらについて、まずどういう考えを持っているのかということをお聞きしたいのと、地域力の活用等について、先ほどるる取り組みの事案を報告していただきました。こういう取り組みがいろいろなかたちで出ているということがありながら、私自身だけが知らないのかもしれないけれども、例えば、町民に学校のこういう取り組みがどれだけ知らされているのかというのちょっと不足かな、子どもたちを理解する、今の学校の状態を理解する、教育に対する行政の姿勢を理解する上でも、もう少しきちんとしたPRをしていっていいのではないかとこのように思います。これらについてもやはりちゃんと地域の中に先ほど言いましたように知らせることによって、さらに前段で言いました連携というところにもしっかりと機能を果たしていく、つながっていくというふうに思いますけれども、この辺についての教育長の考えがあればお聞かせいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 学校、家庭、地域との連携の関係で上原議員おっしゃる距離感の持ち方、そのルールづくりの関係でございますけど、私自身もそれぞれ学校、家庭、地域でのそれぞれのやはり役割があるんだと。学校においては、やはり子どもたちの発達段階に応じた体系的な組織をもって、子どもの健全な育成に取り組む。家庭においては、やはりすべての教育の出発点だという観点もありますので、生活習慣も含めて家庭で、やはり最低というか、生活習慣も含めた家庭の役割の中でやっていくと。地域においては、先ほども出ておりますように、地域の人々が子どもたちを見守るなり、外部指導者ですか、部活動も含めたそういうところの指導にかかわりながらやっていくということで、それぞれが、頃合いは難しいかもしれませんが、そのルールを役割のもとで、その3つが連携していくことが子どもたちの健やかな成長につながるものではないかと私自身は思っているところです。

それと地域力活用の中で、それだけ、いろいろな活動をしている中で、PR不足もどうなのかというご質問ですけど、不足部分はあるとは私自身も多少思っておりますけど、例えば「まなベル」という広報誌の中で、それぞれの学校での取り組みを毎月特に行事

等、地域の協力を活用した事業を中心にその辺はPRに努めているところでございますし、一般的ではございますが、学校だよりでは、その辺のこの記事も載せながら毎月お知らせしているところでございますので、今後、その辺も周知のほうに努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） いろいろなかたちで努力はしているということでもありますけれども、時代が変わっていきますから、私の感覚で今の学校教育についてうんぬんとかということとは差し控えるべきかというふうに思いますけれども、最近、モンスターペアレントの問題等々もいろいろ耳にするところでありますけれども、こういう対応についても先ほど言いましたように、いろいろな立場での連携、情報の共有等々も含めてコミュニケーションが図れていれば、あまり大きな問題として出てこないんでないかというふうに思うわけです。ぜひ、これらも含めて、地域の人たちも、子どもが少なくなったということもありますから、なかなか子どもたちの動き、年寄りの動きはよく見えるわけですが、子どもたちの動き、若い者の動き、活動というのが、表に出てこない、見えてこないというのがあります。そういうことも踏まえて、ぜひ、いろいろな状況、情報を共有しながら健やかな子どもたちの成長につなげていけるような、そういう施策を打っていただきたいというふうに思います。

次の豊かな人間性の構築に対しての行政の積極的な取り組みであります。

非常に豊かな人間性というとならえ方が難しいと思うんですけれども、ややもすると学力テストの結果をもって、どこを目指すんだという議論になっていくところもあるかと思えます。それらも含めて、ややもすると画一的な子どもの成長といいますか、目的を押し付けるというようなことになろうかと思えます。

やはり、小学生ですとなおのこと個性というものを育てていくということが大事になってくるかと思うわけです。豊かな人間性というのは、やはり個性を大事にされていくということから生まれてくるだろうと思えますし、それぞれの子どもたちがお互いの違いを認め合い、それを受け止める。その上で自分の思いを表現していくという訓練が一番大事でないかというふうに思うわけです。そのことで、まさに相手の痛みを知ったり、自分の道徳観といいますか、規範意識等々もきちんと生まれてくるのではないかというふうに感じるところであります。

そういう意味で、例えば、子どもが大人の姿を見ながら、いろいろと育っていくわけですから、ある意味では、大人社会の浄化からはじめていかなければだめかなというふうにも思いますけれども、その子どもたちの個性をしっかりと育てていく。表現の違いですか、立場の違いだとか、いろいろなものをそれぞれが認め合えるような取り組みという部分については、行政として、何か思う取り組みというところがあるのかどうか。その辺について、お聞かせをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 豊かな人間性の構築、確かに難しい部分もございまして、議員がおっしゃるように今、少子化や核家族化などによって、特に、携帯とか、そういうゲームとかの普及によってコミュニケーション不足ということでも言われております。先ほど1点目のご質問でお答えしましたように、私自身はやはり学校と家庭と地域の中で、それ

ぞれが役割をちゃんとしっかり持つことが大事なんじゃないかと。それと私自身が思っているのは、私どもの町である訓子府町は、生まれてから義務教育まで町立の中で一連性の学びの継続性や支援の継続性を持っているという、この辺を含めて先ほどおっしゃっていた情報の共有も含めて、子ども一人ひとりの個性を見ながら、その辺をそこに携わる保育士なり、幼稚園教諭なり、教職員がその個性を伸ばすような学習指導に努めてまいりたいと思っております。

また、私も最近思うところでは、昔からよく学び、よく遊べと言われたところは、まさにその辺が遊びの中で体力もつきますし規範意識も持つ、遊びの中でいろいろなことを学んでいくということが大事なことだと思いますので、その辺も大事にしながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） あえて今日は3月11日でありますから、それとからめて言わせてもらえば、大川小学校の問題で子どもたちが、また一部の先生がそれぞれ避難の場所について、異論を申し立てたと。それを受け止められなかったということでの最悪の事態を招いてしまった。やはり大人社会が状況判断をきちんとしながら、マニュアル人間でなくて、いろいろな状況に対して対応できる、そういう能力を持つということが大事でないか。これからの子どもたちには、ぜひそういう育ちをしていただきたいというふうに思いますし、そのバックアップをしていただきたいというふうに思うわけであります。

時間がないので、3点目の教員の資質向上の関係であります。

先ほどの回答の中にありましたように、非常に多忙極まりない教員の実態だと。一見暇で何をしているのかという感じを受けるところが多々ありますけれども、実際に現場に立っている先生の声を聞くと、子どもたちと向き合う時間、同じくらいといいますか、それ以上に負荷がかかるのが親たちに対する一つひとつの子どもたちとの関連の中での整理といいますか、事務的な処理の時間が負担になっていると聞かされております。このことは先ほどもちらっと出しましたけど、モンスターペアレントとの関係だと思うわけあります。ぜひ、ある意味では、教員の資質向上を求めるのであれば環境整備をしていく、いろいろな課題を浮き彫りにしながら、その対策をどこに求めるのかということをしかりと浮き彫りにし、議論をして個々の先生方の悩みに対しても受け止められるような体制づくりをしていくべきだと思いますけれども、その辺についての教育長の考えを伺いたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 教職員の多忙化も含めたご質問だと思いますが、まさに学校現場では、教職員は大変なというか、いろいろ忙しい状況の中で新学習指導要領の改訂によって授業時数も増えて非常に忙しい状況になっているところです。そうは言いながらやはり学校の主役は子どもであり、それを支えているのは先生でございますので、それを支える保護者も含めてというか、そういうことも含めて教職員の資質向上に向けては、教育委員会としてもバックアップしていきたいと思っております。

また、答弁でもお答えさせていただきましたように先生方もいろいろな業務の多忙化もありまして、その中でいろいろなストレスも抱えながら悩みもあるということで、教育執行方針の中でも述べさせていただきましたように、今年度から今まで親と子の教育相談というかたちで教育相談員が社会教育課のほうに配置されておりますけど、それを拡充しま

して、生涯学習アドバイザーとして拡充いたしまして、定期的に学校を訪問して子どもも含めて教職員の何か悩みも含めた相談業務を受けるようなかたちで、今後、学校運営の中で取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） ぜひ、子どもたち、そして、先生たちの悩みをしっかり受け止めながら行政としてできる対応をしていただければという期待を込めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 5番、上原豊茂君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎議事日程の繰り上げ

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の日程は全部終了いたしました。会議時間が相当残っておりますので、この際、日程の一部を繰り上げ、会議時間内でできるところまで進めたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、日程を繰り上げ、会議時間内でできるところまで進めることに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会設置

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

平成26年度各会計予算に関連する議案を審議するため、議長を除く、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第7号から議案第12号までの各案を付託することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議長を除く全議員を予算審査特別委員に選任し、特別委員会に議案第7号から議案第12号までの各案の審査を付託することに決定いたしました。

ここで、午後2時35分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎休会の議決

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

予算審査特別委員会での付託案件の審査のため、ただいまから、この定例会を休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいまから予算審査特別委員会に付託した案件の審査のため、この定例会を休会とすることに決定いたしました。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時47分

○議長(橋本憲治君) 休憩を解き、会議を継続いたします。

◎散会の宣告

○議長(橋本憲治君) 本日は、これにて本会議を散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

これにて、本会議を散会いたします。

散会 午後 2時47分